

昭和五十年八月招集

第五回館山市議會臨時會會議錄第二号

館山市議會

目次

日時	七四
場所	七三
出席議員	七三
欠席議員	六三
出席説明員	一一
出席事務局職員	一一
議事日程	一一
開議	一一
議案第五十五号	一一
議案第五十六号	一一
議案第五十七号	一一
議案第五十八号	一一
修正案	六三
請願第一号、請願第二号	七三
閉会	七三
本日の会議に付した事件	七四

一、昭和五十年八月二十八日(木曜日)午前十時

二、館山市役所議場

一、出席議員 二十九名

一 番	吉田 勇治郎	二 番	伊藤 幸太郎
四 番	押元 稔	五 番	黒川 平治
六 番	鈴木 正義	七 番	本間 昭二
八 番	松下 正己	九 番	鈴木 好雄
一〇 番	流山 源次郎	一一 番	近藤 好雄
一二 番	栗原 一雄	一三 番	林 豊
一四 番	石井 輝久	一五 番	辻田 実
一六 番	安西 益男	一七 番	石井 武敏
一八 番	渡辺 軍治郎	一九 番	渡辺 昭夫
二〇 番	和田 一郎	二一 番	田中 祿郎
二二 番	五十嵐 昇	二三 番	菊井 敏博
二四 番	西村 真次	二五 番	伊賀 多朗
二六 番	藤田 益治	二七 番	遠山 ヨネ子
二八 番	石井 正	二九 番	望月 照正
三〇 番	山口 康		

一、欠席議員

三 番 矢戸 寿夫

一、出席説明員

第一号に同じ

一、出席事務局職員

第一号に同じ

一、議事日程(第二号)

日程第一 議案第五十五号

成田市を千葉県市町村公平委員会の
共同設置団体に加えること及び千葉
県市町村公平委員会共同設置規約の
一部を改正する規約の制定に関する
協議について

団体に加えること及び千葉県市町村公平委員
会共同設置規約の一部を改正する規約の制定
に関する協議について

○議長(吉田勇治郎君) 御質疑願います。御質疑ありませんか。

― 御質疑なしと認めます。

日程第二 議案第五十六号

工事請負契約の締結について

日程第三 議案第五十七号

工事請負契約の締結について

日程第四 議案第五十八号

館山市水道事業給水条例の一部を改
正する条例の制定について

○議長(吉田勇治郎君) おはかりいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略して、直ちに採決すること
に御異議ございませんか。

日程第五

請願第一号
請願第二号

水道料金値上げをやめさせ給水状態
を改善させるための請願書
水道料金値上げをやめさせ給水状態
を改善させるための請願書

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

開

議 午前十時五分開議

○議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十八名、これより第
五回市議会臨時会第二日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開
きます。本日の議事はお手元に配付の日程表により行ないます。

○議長(吉田勇治郎君) 採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は原
案どおり可決されました。

議案の上程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第一、議案第五十五号成田市を千葉
県市町村公平委員会の共同設置団体に加えること及び千葉県市町
村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定に関する
協議についてを議題といたします。

議案の上程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第二、議案第五十六号工事請負契約
の締結についてを議題といたします。

議案第五十六号 工事請負契約の締結について

議案第五十五号 成田市を千葉県市町村公平委員会の共同設置

質疑応答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑願います。

○一八番（渡辺軍治郎君） この前も工事契約について質問したんですが、契約には工期を入れるのが普通だと思っておりますが、この前々ときには工期を入れるように答弁していたと思っておりますが、今回の二つの契約をみても工期が入っていませんが、これはどういふ理由で工期を入れないのか。

また、もう一つは一中、二中にしろ工事の進捗状況について、予定どおり進行できるのかどうか。

この二点についてお伺いしたいと思います。

○庶務課長（綱島憲治郎君） 最初の第一点についてお答え申し上げますが、契約の段階では確かに工期はうたわれてございますが、私この前々ときの工期を入れるというふうなことを存じ上げておりませんでしたので、今後は入れたいと思います。

○教育委員会庶務課長（汐崎政光君） 工期の点についてお答え申し上げます。

工期につきましては、設計業者と十分協議いたしまして定めたものでございますが、二中にありましては三月二十日まで、一中につきましては二月十日まででございます。

四十九年度実施いたしました工事も大体工期以内に終わっておりまして、そういうふうに進むものと考えられます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おわかりいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略して、直ちに採決すること。に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第五十七号工事請負契約の締結についての締結についてを議題といたします。

議案第五十七号 工事請負契約の締結について

質疑応答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑願います。

○一五番（辻田 実君） 五十六号議案とも若干関連する面があるわけでございますけれども、請負額の内容について御質問いたしたいと思っております。

今回のこの議案の契約金額は一億八千五百二十万円でございまして、いま議決されました二中の契約について一億三千三百三十万円ということでございますけれども、この両契約額の総計は三

億一千八百五十万、当初予算におきまして計上されておりましたところの予算が三億八千三百六十六万二千円という額でございます。この差が実に六千四百六十六万二千円という、当初予算から安くなっております。この理由は、どうして安くなったのかお伺いしたいわけでございます。

特に、この点は四十九年度決算が出ておりませんのでよくわかりませんが、四十八年度の決算を見ますと、二中の防音校舎につきましては当初予算で一億三千五百七十八万七千円計上されておりました、決算額につきましては一億三千五百七十八万六千五百十円ということでわずか不用額は四百九十円であつたわけです。その防音校舎の設計費につきましては、当初予算では六百九十九万四千円であつたものが決算においては七百三十七万一千円ということで補正増額されております。今日の経済情勢からいまして普通六千万もの不用額を出すという、こういう状況けちよつと額的に疑念が持たれますので、この点についてこまかく御説明いただきたいというふうに考えます。

○教育委員会庶務課長（汐崎政光君） 予算を組みますのが毎年十月から十一月の初めの時点でございます。この時点におきまして計算されました設計金額は、大体四十九年度予算にありましては四十八年度の実績に二〇%増をもって計上しろ。そういうたよりな国からの指導を得ましてそういうふうに計算したわけでございます。

しかし、現実、現在までの建築資材の動きそのものを見ますとそう上昇しておらないわけでございます。工事そのものについて当時予想しましたものと現在とはかわっておりません。以上、そ

の設計単価の上昇があまりなかった、こういったことであるかと考えております。

○一五番（辻田 実君） ただいまの御答弁を伺いますと、二〇%くらいを前年度に対して増額ということでございます。ちょうど三億一千八百万ですから六千四百万という不用額は、二〇%に当たる額そのものが不用額になってしまふということですが、

一中の校舎建築につきましては、新しい土地に建築されるということもございますけれども、当初関係者におきましては来年の三月移転が可能だということが話されておりました、そして学校内の生徒、児童、またPTA、その他学校の機関紙等におきまして、五十一年三月には新校舎に移って授業ができるんだという大きな期待が一中学区内に広まっておつたわけでございますけれども、最近になりましたこの建築状況からいって、移転は全部完成しなければ困難だということになつたようでございますけれども、この第二期工事の一億八千五百二十万円という額はそうした面で、予算を削減したために幾つかの弊害というんですか、移転のための弊害というものもたらされたんじゃないかという感もあるわけでございますけれども、この点についてはないか。

具体的には、二期工事で完成した教室に移るところの避難口とか、渡り口、こうした面については非常に危険を伴うというようなこと等がある機関の中で伝えられたということでございますけれども、そうした面についてはこれだけの予算を残すからには手抜きということもないでしようけれども、不十分さというものも出てきているんじゃないかという面が考えられるわけでございませぬけれども、そうした点はどうか。この点についてお伺いし

たいと思います。

〇教育委員会庶務課長（汐崎政光君） 一中の移転につきましては当初五十一年の春には移転したい、こういった意向は確かに議会で御説明申し上げましたし、PTAの教育委員の訪問されました際にもそのようなお答えをしているわけでございます。

その決定の理由といたしましては、今回の一中工事が国庫補助にかかります工事でございますため、この三月完成しますのが総体の六四%と申します部分的なものではございますけれども、ともかくそれだけのものが完成します以上、それを使用しなければなりません。こういった条件が一点あるわけでございます。

それからもう一点としまして、学校側の経営の形といたしまして、現在使っております校舎とそれから新たに完成します六四%の部分両方を併用して学校経営をすることが困難である。こういった二つの条件の中でとにかく六四%にしろ完成しましたらそれから全面移転する。全面移転に支障のあります部分については何らかの対策を講じよう。こういったことで学校側と話し合い、現在まで進んできたわけでございます。

いざこれを現実にしてまいりましていよいよ検討してまいりますと、教室におきまして七教室不足するわけでございます。その中四教室につきましては、二中が現在使っておりますプレハブ校舎、あれが現在の二中の工事の進捗状況によりまして向こうへ持つていって使用することが可能でございますので、七教室の中四教室だけは二中のプレハブをもって充てる。残りの三教室につきましては特別教室をもって充てよう。このように考えてきたわけでございます。

しかしながら、よくよく検討しますと、児童の出入口でございますが、これが三期工事において完成するわけでございます。ですから二期まで終了しました段階の出入口と申しますのが来賓、職員の出入り口、生徒の運動場への出入口、これのみで十分とは申せないわけでございます。

それから、この出入口から二階、三階、四階へ移りますのにのほります階段、これも生徒が平常使用します階段と申しますのが第三期工事のできるわけでございます。ですから、二期工事においては十分ではないわけでございます。十分ではない階段を補わないものに非常階段があるわけでございます。で、暫定的にそれを充てようか、このように一時は考えてきたわけでございます。

それから、さらに給食の受け入れ口でございますが、受け入れ口そのものは多少の経費を投ずればできるわけでございますが、受け入れました給食物資を二階、三階、四階に運びますのに、その施設が三期工事になりませんとできないわけでございます。

それから、一部分四階ができるわけでございますが、そのできます部分は二教室でございます。これへの出入口が、西側が三階東側が四階の建物になるわけでございますが、三階部分の屋上へ出まして四階へ入るような手だてを講じなければなりません。

こういったような諸条件を一々チェックいたしましたして、それに対応する条件を検討したわけでございますけれども、どうもこれでは児童の安全管理といった点から十分ではない。こういったふうな考えが出てまいりまして、工事そのものは六四%当初計画どおり進むわけでございます。そこを使用しなければならぬわけでございますけれども、全面移転をさしてその六四%を使用する、

こういったことは一年延期して、五十二年三月までに移したい、
こういったふうな結論を得まして、学校側とも話し合い、PTA
側とも話し合い延期したわけでございます。

ですから、予算的に削減したが故に移転の条件が十分に満たさ
れず一年移転を延期したということではございませんで、教育
条件が完全ではないというふうな考え方に立ちまして、全面移転
だけは一年延期するけど、学校側が使える部分、あるいは使える
時間、そういったものがあつたとしたら使ってもらい、こうい
つたことでございます。

よろしく願ひいたします。

〇一五番(辻田 実君) その点については一応答弁としては了承
いたします。

そこで、再度質問したいことは、最近までプレハブ校舎の併用
によってこの移転は可能だという見解が教育委員会並びに地元関
係者の間に合意ができておつたというふうに思います。私どもも
そのように解釈しておつたわけでございますけれども、ただいま
ま聞くところによると、非常口の利用の問題がかなり児童の安全
保安の面から云々ということが強く出されておるわけでございま
すけれども、この防音校舎の平面図等を見てまいりますときに、
この非常階段が一年程度の利用についていろいろ支障があり、ま
た危険が伴なうというふうな危険の念が持たれるということとは、
私は構造的に問題が出てくるんじゃないかというふうに思われる
わけでございます。この非常階段というのは一年とか二年使うわ
けではございません。

もう一つは、建物の構造からいって残りの三七%の建設により

ましては普通教室はできるわけでございます。この普通教室の
中央に生徒用の階段ができるわけでございますけれども、火災が
この一階の通用門程度から発火した場合、この構造からいきま
るとこれは全部降りられなくなります。非常階段を全部使って、
それも短時間に大量の生徒が避難しなければならぬという状態
に追い込まれるわけでありますけれども、こうした状態を想定し
て十分に利用できる非常口でなければ、それは非常口としての意
味、これはもう言いわけ程度になつてしまふというふうに解釈せ
ざるを得なくなるんじゃないかと思われるわけでございます。

構造的に言ひまして、一年程度通常に使つても安全、危険のそ
ういうような面からあまり問題はないんじゃないか。ただ入口が
非常入口と職員のはうの玄関を使わなきゃならないという中にお
いて、若干そうした職員室とか事務室との関係が出てきても、そ
のほかの問題についてはほとんど問題がないんじゃないかとい
ふふうに思われるわけでございますけれども。

先ほどの答弁を聞きますと、何か非常階段についてはそれ
以上のそういった面が懸念されるような答弁、またそうしたこと
が一中の関係者のほうにも伝えられているという点については、
何が当初予算に対して契約額が六千四百万も減つたという中につ
いて、こうした点の補強、補ないというものはできなかったのか
どうか、この点について再度御質問するわけでございます。

〇教育委員会庶務課長(汐崎政光君) ただいまの御質問の大概は
非常階段に絞られていますようにございますが、非常階段そのもの
は一年や二年使ひましても、普通の状態におきましては構造的に
危険の感ぜられるものではございません。

と申しますのは、現在二中の建っておりません建物の裏側にござい
ます鉄骨を組み合わせた非常階段があるわけでございますが、
あれとほぼ構造的には同じようなものでございます。ちやちなも
のでは決してないわけでございます。ただ露出されて階段ができ
ております。それは安全策も十分講じてあるわけでございますけ
れども、常にそれを使うということに対して多少の危惧があ
る、こういったことでございます。

全面移転を一年延期しようといったような中には、ただ階段の
みではございまして、先ほども申し上げましたとおり給食関係
の施設、それから出入り口、特に四階への上がり口、それらが平
常におきまして問題が感ぜられ、それが雨の日、風の日にはど
ういった状態になるだろうということをチェックして検討したわ
けでございます。

それからもう一点、大きな問題といたしましては運動場が未整
備である。これは五十一年度の計画で書いてあるわけでございま
す。ですから学校側も全面移転しましても一年近くの間は現在の
運動場を使用しなければならぬ。

そういったふりなことを懸念しまして、これに同意しているわ
けでございます。

以上、全体的な判断から一年延期しよう、このような考え方で
ございまして、非常口そのものの危険性、そういったもののみで
判断したわけではないわけでございます。

〇一五番(辻田 実君) その点につきまして、一中並びに学区内
の関係者におきましては、むしろ最近までいろいろと計画されて
おりましたところのプレハブの建築、さらにはそれらに伴うこと

ろの約一千二百万程度の予算を投入してもらえればほぼ満足す
る授業、並びに学校運営ができるんじゃないかという考え方があ
るわけでございます。私も昨日学校並びに学区内のPTAの役員
等のところを何軒か訪問しまして聞きますと、やはりプレハブ
等使ってもらって、千二百万程度の当初予算をやってもえれば、
いろいろ非常階段の問題、給食の問題等ございますけれども、こ
れらの問題はむしろこちらに移転していく中で授業を行なったほ
うがいいんじゃないか。

これは、もう一つは全面移転をしなくても防衛庁の補助基準、
またそれに伴うところの法律によりましてどうしても検査の段階
その他の段階で六〇%の利用しなければならぬ義務局なものか
ある。これは一中のほうが好きと好まざるとにかかわらずそれに
応じてくれないと市としても困る、また今後の予算に影響してく
るといふ立場があるということをお聞きしておるわけでございませ
けれども、その点についてはどうなのか。

そして、そういうふうにして移転はしないけれども、とに
かく部分的に使ったという実績を検査官ですが、こういったもの
に対して承知しなければならぬ。その義務を果たされるんなら
プレハブ等の補強をする中において全面移転したほうがむしろ教
育上、また教師と生徒との間のムードというんですか、環境、そ
うしたものがむしろプラスが多いんじゃないか、こういうことが
集約的にいわれておるわけでございますけれども、この点につ
いてはどうして最近になって全面的移転は不可能だという線に到達
しなければならなかったのか、千二百万の予算そのことだけだと
いうふうに感じられるわけでございますけれども、その点につ

てはどうなのか見解を聞きたいと思うわけでございます。

○教育委員会庶務課長（汐崎政光君）　ただいま千二百万投ずればという御意見が出ましたけれども、私どものほうも先ほど申し上げました移転についての問題解決のため最小限のように構造を考えていったらいいんだ。そのように考えまして設計業者といういろ打ち合わせまして、その建築単価を計算しましたところ千百何十万かの金額が出てきたわけでございます。それは事実でございます。

しかし、その金額の範囲内において示されましたのは、プレハブ校舎を四教室移転させる。それに対応さしての便所の設置、それから出入り口が雨天の場合考慮しまして、それを対応策として広めた、それから給食関係を考えまして、工事用のリフトと申しますか、物資上げおろしものを考えた、そういったことの積算がただいまの千百何十万かの金額であったわけでございます。

しかしながら、工事用のリフトと申しますのは、これは一般の者が使用するということはできないわけでございます。ですから三期工事が始まりました時点からの施工者の協力得ましてその管理ができるわけでございますが、それ以前はちょっと問題が生ずるわけでございます。それから出入り口は、雨の場合の上からの降りかかり、そのものは何とかしのげましても開口そのものにやはり問題があるわけでございます。それから四階への出入り口、これはどうしようもないわけでございます。

そういった諸条件を、一応金額は出してみましたものの、さらにチェックしますとまだまだ問題が残るといふうな判断で見送りをはかった、これが現実でございます。

それから、補助金関係とのからみ合いでございますけれども、私ども防衛庁に対しまして六四％で上がった時点においては全面移転がとても困難である。学校側の経営の条件の中から二つに分けて運営することは困難である。こういったようなことが出てくるんだけれども、何とか使用を一年間延期してもらいたいという申し出をしてみただすけれども、国のほうの考え方としますと全然それを使用しないというふうなことを承認するわけにはいかない、そういった答えでございました。

ですから、私どもの考え方としましては、全然それを使用しないんだというふうなことでございまして、部分的にしろ使用し得る範囲内で使ってもらおう。このような考えを持っております。

○議長（吉田勇治郎君）　質問者がなくなつてから、次お願いします。
○一〇番（流山源次郎君）　先ほど昭和五十一年の三月には全面的な移転ができないという話ですが、それなら来年の三月以降ににおいてどれくらい規模で生徒の移転をするのか。

五十二年の三月まで一年間、完成するまで延期だという説明でございますが、これを半年なり切り詰めることはできないかどうか。

○教育委員会庶務課長（汐崎政光君）　お答え申し上げます。

当初予定しました移転の時期が五十一年の三月乃至四月、こういった線であったわけでございます。しかしその時点で全面移転は学校側ともいろいろ話し合つたんでございすけれども、一年延期しようというふうな方向を打ち出したわけでございます。

そうしますと、五十二年の三月移転、こういった線でございますが、それを半年でも縮めるといふような考え方は国庫補助金の

内定が早くて七月、普通は大體八月でございます。そうしますと四月から八月までの間工事をすることができないわけでございませう。ですからどうしても三期の工事の完成が五十二年の三月乃至は早くて二月、そういう線にならざるを得ないわけでございませう。私どものほうとしますと一カ月も早く新しい校舎を使ってもらいたいわけでございますけれども、そういった工事の関係がございまして、それを短縮するということは困難である。このように考えております。

〇一〇番（流山源次郎君） いま五十一年度の三月以降に移転する生徒の規模はどれくらいですか。

〇教育委員会庶務課長（汐崎政光君） これは学校側といろいろ話し合わなければならぬわけでございます。向こうへ移りまして、絶えず向こうで授業をする子供たちというふうなことはないと思ひます。ですから、中学三年生が就職決定し、高校の入学試験も終つたそのような時点のあとで、そういったような場合には向こうで授業をやってもいいんじゃないか、そんなふうな考へ方も一つあるわけでございます。

それから、社会科乃至はほかの授業、そういったもので、向こうの建物を使用して展開し得る授業は向こうでもできるんじゃないか。ただ、キロ数が直線にしましてあそこまで一キロちょっとあるわけでございます。ですから次の授業を控えましての授業と、いろいろはちょっと困難であろう、そのように考えております。

〇一〇番（流山源次郎君） 私どもとして非常に心配することは、先日の新聞紙上を見ましても、学校管理費の節約ということで市の財源不足といったものからみ合わせて、教育委員会の方から

各校長を集めまして管理費の節約等がうたわれておりますが、そうなつてきますと結局新しい校舎と現在の校舎で結局二世帯の、われわれのことばで言いますが、二世帯をはるというふうなことになると思いますと当然そこに管理の予算のことがなつてくると思ひます。

それから、各PTAとか学校の先生方が非常に心配することは、二つの一キロも離れたところの校舎において、学校というものは総合的なものでなければいぬ、そういうものが二分される心配があるということに悩んでおるんですが、これにつきましてはどういうお考へがあるかお聞きしたいと思います。

〇教育長（安田豊作君） これは当初から学校をかえてほかの敷地へつくるということについての長短があらわれるわけでございませうが、二中のように同じ場合につくるということではくい打ちその他でふだんの授業に、日常支障をきたしてゐるわけでございませう。一中の場合にはそういう支障はないだけに、御心配のような管理費で問題がある。あるいは使用上の、行き来の時間の問題がある。これはいづれにしてもどちらかの問題があるわけで、問題になつてゐる使用の問題も、でき上がつてみればまた違つて思ふんです。いまガラ打ちで中の教室の様子もわかりませんが、あれができ上がつてみれば入つてみたいという気持ちが出てくるし、少しぐらい歩いて使つてみたいという気持ちも出てきます。また、それならそれで私のほうも対策を考えたいと思つております。

そういうことあやふやではいけないという私どもの考へから、五十一年度三月全面移転だけは、さつき課長が答えたように問題

が多過ぎる、学校側もいまのままやったほうがいいんだ、こういう考え方が強いもんで一応全面移転は延ばそうという考えになつておりますけれども、でき上がった時点でほっと具体的に考えてみたい、御心配の点はできるだけ最少限にマイナスの面はカバーしていきたい、こう考えております。

〇一五番（辻田 実君） 継続であります、三点ほど質問いたします。

その一つはいまの質疑の中で明らかにされましたように、一時移転を延ばすということ、もう一つは移転を基本的には延ばす中においてもある程度二部授業、二つに分けて授業をやらなければならぬという状況の中において、それに伴うところの諸経費、そういうものは必然的にかなり出てくるんではないかというふうにお思われるということが第一点。

それと同時に、現校舎はかなり老朽化しております、照明、その他の保安施設の中においてかなり修理しなければならぬ点はいままで議会の中においても指摘されてきたわけでございます。それは五十一年三月には全面移転するのでもって一年の間だけ、わずかの期間だからがまんしてもらって、そしていくんだという面が幾つかあったわけでございます。そうした面に対するところの補修等の予算はどのように考えておられるのかというのが第一点。

第二番目に、六千四百万あまりの不用額を出すわけでございませぬけれども、この点については先ほどの説明の中でもって確かに二〇%の増額を見込んだけれども、それが二〇%上がらなかつたというところでございますけれども、この点については一年も二

年も前のこととございませぬ。昨年の九月から十月前後の予算編成時の基礎計算でもって、まだ一年もたない今日においてこのように二〇%あまりの不用額を出すという、いままでの工事契約でほとんど前例がないのではないかと、一部設計変更、また一部事業縮小、国ないし県の補助金の減額等によって事業の変更があった場合は別として、設計どおり実施される中において六千四百万ということ、最近このようなことはなかつたんじゃないかと、かなりの大きな問題だというふうに思うわけでございませぬ、ただ単にその程度の説明では了承できかねる面があるわけでございませぬけれども、ということになりますと、やはりこの予算編成の段階において市当局におきますところの予算計算の基礎について甘さがあった、不十分であったという点について認められるのかどうなのか。今後こういう状況であるならば他にもいろいろな建設事業、その他があるわけでございまして、同じような道路舗装とか、同じような工事があるわけでございませぬけれども、それらについてもこうした状態が、びったりというわけではございませぬけれども、ある程度計数的に比例して出てくるということはお考えられるのかどうなのか。その点について明確な御答弁をいただきたい。

三番目には、それに関連するわけでございませぬけれども、やはり六千四百万の二〇%前後の不用額を出すというところ、設計に変更ということが提案されないうちにありと、設計に異常な事態があったということとございませぬから、この点についてはいま質問した二番目でもって説明ができればいいんですけれど

も、これについての国庫の総需要抑制によって補助金の減額指令なり、そういうものによってこういうふうに進めなければならなかったのかどうなのか、そこらの点がありましたら三番目の点について御答弁いただきたい。それがなければよろしゅうございませぬけれども。

一と二の問題については相関連する問題でございますから、その点について明快なる御答弁をお願いします。

○教育委員会庶務課長（汐崎政光君） 第一点の二カ所に分けての授業経営、それから現在の老朽校舎、これに対する多少の手入れ等の経費、そういった予算問題でございますが、それについては十分検討してかかりたい。そのように考えております。

それから六千四百万の当初予算に対します減額でございますが従来はこのような大きな金額が出るというよりはあり得なかつたわけでございます。ただ二年ほど前の石油ショック以来建築資材が急騰した、そういった中の流れをくみまして、国の指示というところと大げさでございますが、予算を組むにあたりまして一応国と相談するわけでございます。その中で出てきた額がこのよりなものであったわけでございます。それをうのみにして予算計上した。そうした点に甘さがあったと申されればそのそしりは免れないと思えますけれども、国との関係におきまして一応組んだ予算でございます。

それから歳入関係でございますが、歳出のなんにつれまして歳入も減少していることは事実でございます。ですけれども、歳入の減少に伴って歳出が減少した、そういったんではないわけでございます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。
本案を委員会付託並びに討論を省略して、直ちに採決することに御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第四、議案第五十八号館山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第五十八号 館山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

質疑応答

○議長(吉田勇治郎君) 御質疑願います。

○一四番(石井輝久君) 私は半沢市長に対し、館山市水道事業給水条例の内容についてまず基本的な考え方を五項目に亘って質問申し上げ、続きまして具体的に能率的な経営のもとにおける額、あるいはまた、健全経営がはたして確保し得るやいなやにつきまして計数の面から質問したいと存ずるものでございます。

まず基本的な考え方に対します質問に入る前に、整理しておきたいことが三つございますので、この質疑から行ないます。

第一は用語の整理でございますが、一昨日二十六日本臨時会招集日の本会議における議案第五十八号館山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明に用いられた用語について伺います。御説明による用語は、第二十五条第一号表「水道料金」に掲げられております料金区分について、重量を示すトンを用いたように記憶しておりますが、この点御記憶になっておられるか伺います。これが第一点。

第二点は、八月二十日発行の館山市広報水道特集について伺います。裏面の左中段「水道料金は高くない」のグラフの原稿はどこでおつくりになったか、どなたがチェックされたかについてお伺いいたします。

第三点は、館山市例規類集について伺います。この例規類集は一類から十二類にまで分類されているわけでございますが、一〇類の建設の部に第四章として水道が入っており、第四章の最初に館山市水道事業給水条例が掲げられているわけでございます。もとより館山市議会委員会条例第二条の三によって水道課の所管に属する事項、これは文教民生委員会の所管であることは承知し

ていますが、予算面等の審議はもちろんだ委員会でありましょう。しかし条例は例規類集の分類によれば明らかに建設に入っておりますのでございます。そこで文教民生委員会にこの条例改正について説明をいたしたそうでございますが、どういふ理由で建設委員会に説明しなかつたかについて一応お伺いします。

以上三点を伺った後で基本的な考え方に対する質問に入ります。

○議長(吉田勇治郎君) 暫時休憩いたします。

午前十一時 休憩

午前十一時 再開

○議長(吉田勇治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○一四番(石井輝久君) ただいまの私の発言中第二、広報云々の質問につきましては一応取り消します。後の質問に含ませて引用して行ないますので、ここでは答弁を求めないことにいたします。

○市長(半沢良一君) 石井議員の御質問にお答えいたします。

第一点目は用語の整理のことでございますが、確かにこの前全協におきましてはトンということばを使いましたけれども、これはその際課長のほうからはっきりお断わり申し上げましたように本来ならば立方メートルという言葉を使うべきでございますが水に関する限り我々通常の観念では一立方メートルはトンでございます。また普通トンが使われておりますので、その方が飲み込み易いということからトンを使うとお断わり申し上げて御説明申し上げたわけでございますので、御了承いたしたいと思っております。

例規類集の件でございますが、確かに水道の条例は建設の部に入っておりますけれども、われわれといたしましては便宜上建設の部類に入れてあるらざらうと思っております。私どももいたしまして

はあくまでも委員会の所管事項の規定に従いまして、文教民生委員会におはかりした次第でございます。

〇一四番（石井輝久君） 第一点でございますが、まことに御親切な、わかりやすく立方メートルをトンで説明したというお答えでございますが、これによろしいでしょうか、議案は立方メートル説明はトン、要するに重量と容積が違うわけでございます。これはこれ以上質問いたしません。打ち切ります。

それから、次の例規集でございますが、これもここで言いましたもしようがないわけでございますが、いずれにしても膨大な例規集を持っておるわけで、この分類からいきますと明らかに予算は別として条例は第一〇類建設のほうに含まれておるわけでございます。別に文教民生常任委員会に相談したことの是非を言っているわけじゃなく、まあこの分類からいけば建設委員会にも同様に説明があつてしかるべきではなかつたかというのを申し上げたかつたわけでございます。この点は質問を打ち切ります。

それでは本論に入ります。本論は基本的な考え方についてであります。

まず質問の第一点は、つい三カ月前の昭和五十年五月ですが、自治省の財政局長と経済企画庁の物価局長との間で地方公営企業の料金等についてという確認事項があつたと聞いておりますが、これを承知しておりますかどうか。これは本条例の料金アップとも関連することでありまして、この確認事項を承知しておられたかどうかについてお伺いします。

次に第二点といたしまして、地方公営企業法第二十一条の規定にあります料金決定の原則についてお伺いいたします。同条二項

に規定されておりますように、今回の料金改定をもって公正妥当とお考えであるかが一つであります。また、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎としておられるかどうかその二つであります。また、これらの一連の料金改定をもって将来健全経営を確保し得るものであるかどうかであります。以上について御所見を伺います。

第三点といたしまして、資本的収支と収益的収支についてであります。四十九年度に至りまして黒字がいきなり赤字に転化した理由を伺いたないのであります。御説明による赤字は資本的収支には今年度全くなく、もっぱら収益的収支の面での計算によるものでございます。そこで昭和四十八年度までは赤字が出なかつたのみならず、四十八年度決算におきましては二百五十一万四千元のクロを生んでおります。しかるに四十九年度におきまして四千七百八十三万のアカ、今年度において一億あまりのアカを予想する、まさに突然変異のごとく黒字が赤字に転化したのであります。私はその原因が那邊にありやについてのお考えをお伺いしたのであります。

市長の提案説明にありましたのは、料金の据え置き、人件費の増、受水単価の増、コストの上昇等々でありました。どうもそれだけの理由でいきなり黒字が赤字に転化してしまうというのは、ちょっと腑に落ちないのであります。その理由を問うものであります。

次に第四点は、独立採算制に対する考え方を伺います。もとより公営企業、ことに水道の場合は受益の対象が特定できますし、受益の程度を計量することが可能なために、これに要する経費は

受益者負担とするのが適当であるとの考え方に立つのは当然ですが、はたして将来とも完全独立採算制を堅持する方向にもっていくことが可能とお考えかどうかについてお伺いしておきたいのであります。

第五点は、原価主義をとったという提案説明をいただいたわけでございますが、レートメイキング、料金の水準算定について伺います。およそ水道料金の水準算定のしかたは大別して二とおりあると思います。一つは言うまでもなく資金収支主義と呼ばれるものであり、もう一つは総括原価主義と呼ばれるものであります。そこで市長が説明された原価主義とは後者をさすものであると思われませんが、おっしゃられる原価主義による料金の水準算定についてさらに計数をもって御答弁願いたいのであります。

以上五点に対して市長から答弁を求めるものであります。御答弁いただいた上で次に進みたいと思います。

○市長（半沢良一君） 石井議員の御質問にお答えいたします。

自治省の財政局長と経済企画庁の物価局長との確認事項については、正式な通達は参っておりません。

それから、第二項の地方公営企業法第二十一条の第二項に基づいて、いろいろな原価算定の、価格算定の方式ののちとってやったかということでございますが、今回の改定は公正妥当であり、能率的な経営を行なった上で健全経営を確保するためにいたしましたのでございます。

資本的収支と収益的収支の関係についての御質問でございますが、私は基本的に資本的収支についてはこれは自治体からの財源で行なうべきである。収益的収支については受益者負担の原則に

よって一切をまかなうべきであると考えておるわけでございます。四十八年度に黒字で四十九年度に赤字が出たという、そして今後も赤字が出るかというお話でございますが、収益的収支につきましてはいろいろの立場から、これは提案理由の説明のときにも申し上げましたとおり、赤字財政を建て直すには経営合理化に努力を払うことはもちろんでございますが、公共福祉の立場に立ちつつ公営企業の原則である原価主義と独立採算に基づく適正な料金に改定することが必要であるということを申し上げたわけでございます。経営の合理化につとめると同時に、あくまでもやはり公営企業の持つ公共性にかんがみて、公共福祉の立場に立つてと申し上げたわけでございます。基本的にはただいま申し上げましたように収益的収支に関しては受益者負担の原則を貫くべきだと考えております。しかし申し上げますように公共福祉の立場から政策的に財源の許す限り一般財源から繰り出すことにやぶさかではございませんが、問題点はただ公営企業の赤字に対して一般会計からの持ち出しが過大になるということ、一般行政水準の低下をきたすことでございますので、あくまでもそうした点を考えながら、財源の許す限り繰り出していきたい。そんなふうに考えているわけでございます。四十八年度はある程度の繰り出しができましたが、四十九年度はできませんでしたので、その分だけ赤字がふえた、こういうことになるかと思っております。

独立採算の問題ですが、今後とも極力、やはり公営企業といえども企業でございますので、健全な企業会計を維持していくことが必要であろうと思っておりますので、あくまでも原則としては独立採算、受益者負担の原則を貫ぬいてまいりたいと考えておりますが、

前項で御答弁申し上げましたように公共性を考えて、一般財源からの繰り出しも考えていきたい。このように考えております。

第五点につきましては、水道料金の算定についての資金収支主義でやったのか、総括原価主義でやったのか、という御指摘でございますが、おおむね総括原価主義に基づいてやったものでございます。

〇一四番（石井輝久君） 再質問いたします。

質問の第一点に対する御答弁でございますが、正式通達なしという御答弁でございます。知らなかったということでございます。と思います。三月前の確認事項でございますが、それでは自治省の料金適正化についての指導がその前にやはり四月か五月ごろあったかどうか一応伺います。

ただいま御質問申し上げました確認事項というのは、経済企画庁の物価局長と自治省の財政局長との間で、自治省が出した指導の方法が必ずしも適切じゃないということで、あとを追って両局長の間で確認事項を練り上げたものでございます。正規の通達なしということでございますから知らないものはしょうがないですが、自治省の四月か五月ごろの公営企業の料金に対する適正化の指導があったかどうかをお伺いしましょう。

それから第二点目でございますが、私の質問はこの料金改定が公正、妥当なものかどうかに対する質問、それから能率的経営のもとにおける適正原価を基礎として料金改定をもくろんだのかというの二つ目、それからこの料金改定をもって将来健全経営を確保し得るかどうかというの三つ目の質問でございますが、ただいまの市長の御答弁は公正、妥当なもので、能率的経営のもと

における適正原価を基礎として健全経営を確保するために料金改定を進めたという答弁であったように思います。私の質問はそうではなくて、この料金改定案が公正、妥当なものとお考えかどうか。それからもう一つは、能率的経営のもとにおける適正原価を基礎として改定をもくろんだのかどうか、健全経営を確保し得ると思いかどうか、この料金改定によって、こういう質問でございます。これに対する御答弁をもう一度お願いいたします。

次に第三点でございます。これは質問の骨子は四十八年度クロを生んだのが、四十九年度に至って突然赤字に変化した、その理由を伺ったわけでございますが、これにつきましては四十八年度まで一般財源から繰り出していたものが四十九年度にストップしたために、その分だけ赤字になった、将来一般財源からの繰り出しを考えるにやぶさかではないということでございますので、この点についてはのちに具体的な事項で関連して質問をすることになろうと思っておりますので、第三点に關しましてはただいまの御答弁でもって一応打ち切ります。

第四点でございますが、独立採算制については、いわゆる企業なので原則としては独立採算制の原則を貫いていきたいというお考えのようでございますが、一般会計からの繰り出しも考慮するという御答弁であったように聞いております。この点でございますが、地方財政計画の中でもこれは明らかに一般会計からの繰り入れをもちろん認めております。それからそのほか交付税の交付につきましても基準があってももちろん認められております。国庫補助も同様でございます。したがって、私の考え方は地方公営企業というものは完全独立採算制は国でも成り立たないものとし

て、このような地方財政計画で一般会計からの繰り入れを認め、
国庫補助、交付税というものを、公費の導入を認めておるとい
うこと、これをわち完全独立採算制を地方公営企業法で一応う
たいながら、すでにこれは崩壊しているということに私は理解し
ておるわけでございます。したがって将来とも独立採算制を堅持
するつもり、そういう原則を貫きたいということになるとこれは
絶対に貫ぬくことにはならないということを私は申し上げたいので
ございます。この点に対する御所見を再度お伺いいたします。

第五点の原価主義につきましては質問に対する答弁でございますが、
資金収支主義と総括原価主義とのいづれか。私もこの質問の中で、
申し上げましたとおりたぶん後者をお取りだろうということであ
りた。たゞいまの答弁をもって総括原価主義をとられたということであ
ります。これは当然でございます。私はレートメーカーング、
料金の水準算定についてお伺いしたいというのは、原則からもう
一歩出まして御答弁をいただきたかったわけでございます。ちょ
っと質問のことが足りなかったかもしれないから、ここでも
う一べん質問を進めてみたいと思っております。

条例の第二十五条第一号表中一般用、それから一般用の料金の
水準算定について、それではお伺いいたします。第二に官公署、
学校用の料金水準算定についてお伺いしたいと思います。それか
ら公衆浴場用の料金水準算定についてお伺いいたします。以上三
点を付け加えてお伺いしておきます。

それで先ほどの質問に対する答弁を求めます。

○市長（半沢良一君） お答えいたします。

自治省よりの公営企業の通達につきましては、通知がまいって

おりますので承知いたしております。

また、この趣旨に従って公営企業を、特に水道でございま
すが、運営いたしていただく。このように考えております。

第二点の地方公営企業法第二十一条の件についてでございます
が、公正、妥当な料金であると考えておりますし、能率的な経営
に基づいた適正な原価だというふうに考えております。

それから、健全経営を確保できるかという御質問でございます
が、これについては当初の説明で申し上げましたとおり、現在ま
での赤字、あるいは将来累積されるであろう赤字を全面的に解消
することは不可能でございます。その意味から言えば今回の改
定によりましても不可能でございます。ということは、資料二で
御説明申し上げたとおりでございます。議決いただきましたも
本年度の末で一億二千四百二十三万九千円の赤字、五十一年度
も累積いたしまして二億三百三十八万二千円の赤字、五十二年
度は三億六千七百六十六万二千円の赤字が出るわけでございま
す。改正していただきましてもこれだけの赤字が出るわけでござい
ますので、このままでは健全な経営はできないと言えますが、少
くとも健全経営に近づくために改定をお願いしたいということ
でございます。

第四点の一般財源からの繰り入れが当然だというお話でござ
いませうけれども、自治省、あるいは県あたりの指導によりまして
一般財源を繰り入れることは認められておりますけれども、それ
についてはいろいろ制限があるわけでございまして、全面的に一
般会計からの繰り入れを認めておるわけではございません。

料金の問題でございますが、一般用と官公署用、公衆浴場用、

この価格決定については、水道課長のほうから御説明申し上げます。

水道課長（大嶋重義君） それでは私のほうから第二十五条の別表の水道料金の関係の算定について申し上げます。

私どもは今回この料金改定をやるにあたりまして、一昨日この改定についての基本的な考えをお話ししたわけでございますが、特にこの改定にあたっては市の給水の実情を取り入れていきたいというように考えが大きくこの中に打ち出されているわけでございます。

（「一般論じゃなくて、四十円、九十円の水準算定について。」と呼ぶ者あり。）

水道課長（大嶋重義君） わかりました。

基本料金を二百四十円にして、それからあと一つは水量料金制をとったということでございます。この二つによって水道料金をきめていくといういき方でございます。

この基本料金の二百四十円でございますが、これにつきまして従来は基本水量、月の基本料金、これは現在もこの周辺にしても大部分の事業体がこの様な形態をとっているわけでございます。私どもの今度の改正は基本料金をつけないところの基本料金、水道というものは水を多く使い、使わないにかかわらず、あるいはまたその利用者が止めておっても水道施設を通じて、浄水をつくって各管を通じて、管末の家庭まで送っているわけでございます。そうしたことでこうした準備的な費用がかかっているわけでございます。そういうようなことでこの一定の基本水準をつけたい基本料金にしたいということで、今回は大きく変わっております。

す。

水道料金をはじく場合に、たてる場合に、大きくその需要家費というのと固定費、この分類は更に二つひっくりくるめますとすると、これは固定費的費用といえます、それからもう一つは変動費といまして、水の使用料に関するものでございます。これはどこでも全国的にそうした分け方でやっておるわけでございます。これを総原価主義の厳格な仕分けでいきますというところ、この固定費の費用のものが二つに分けた場合ウエートが重くなっていくわけでございます。そういったことでどこでも家庭の生活用水だけはやはり最少限にとどめていきたいというようなことを取り入れまして、この比重は変動費である利用水量のほうに比重を置くようにどこでもとっておるわけでございます。

そういうような考え方から、これを二百四十円に定めましたのは、現在の、現行の料金でこれを八トンまでのものをはじいてみますと、全体の収入額に対して二八%現在のものは占められる結果になっております。私どもはこれはなるべく低くしていきたいということ、現在のものは収入のほぼ八トン迄のものに持つていった場合に比較して二〇%に納まっております。ですから水量をつけなくてもいいきますという一〇%でございます。私共は全体の中でもせめて今迄よりもっと低い一〇%程度のものをもっていきたいということではじめていったのが、この二百四十円というものが出てきたわけでございます。この数字は現在六月当初一応試算しました八トンにつき五百六十円の線とその頂点においてこれが現在のものがそこに匹敵するわけでございます。そういうことからの程度のものならば現行のものよりもむしろ

る基本料金は家庭用水のものを軽くするという考え方を打ち出せるといふことで、このように二百四十円にしたわけでございます。

さっき私が言いました、いままでの頂点の五百六十円の線に一つの区画を引いた場合に、それに合わせて見ますとあと一トンについて単価をきめる場合にこれが四十円にあたっていくわけでございませう。そういうことで八トンまでのものは実際に使った実量に依りて、一トンについてこの段階のものは四十円にするというの、四十円にきめを算定のもとでございませう。

それから、あと九十円でございませうが、この一トンそのものからみると四十円から九十円は高く感じるわけでございませうけれども、これは逓増制でございまして、上げていくかんがえ方でございませう。すぐこれが九トンから二十トンまでのものが一トンについて九十円を乗じて料金をとるといふ、こういう仕組みでございませう。まず八トンまでの基礎を、これは四十円で計算して、それから越えたものに対して一トンについて二十トンまでのものは九十円をとる。賦課するといふことでございませう。

端的に言いますといふと、じゃ九トンのものは幾らになるかといひますと、八トンが五百六十円、九十円が六百五十円、こういうことでございまして、その差九十円だ、こういうことでございませう。この関係につきましては、周囲の近場の三芳水道の場合を比較しても、この段階のものは九十円を適用しております。そういうようなことから九十円が妥当であろうといふことでこのようにきめたわけでございませう。

以下二十一立方メートルから四十立方メートル、あるいは四十一立方メートルから六十立方メートル、あるいは六十一立方メー

トル以上、このような段階別にしてそれぞれの単価を引き上げておきます。これは先ほど申し上げたように、三芳水道の場合の段階も同じでございませうが、やや単価は五円これに増しております。この増した理由は館山市の事情から言ひまして、こうした四十立方メートル、二十一立方メートル以上いくような方は、この量の多くなるに従って大体営業とか特殊な大口の消費者で、一般家庭的な使い方じゃないというように判断で、いまの事情でなるべく水を節約してもらおうという考え方をここに取り入れたのがこのような単価の数字でございませう。このように一般のものは基本料金と従量制を二つに分けて立てたわけでございませう。

それから官公署、学校でございませうが、これはあと基本料金につきましては、やはりこれは先ほど申し上げましたように二百四十円、同じでございませうが、従量料金につきましては、これも幅を大きくして二十立方メートルまでが四十円、二十一立方メートル以上が九十円、このようにいたしましたのは官公署、あるいは学校等については一般の場合と異なる性格を持ってありますので、この制度は従前中央水道にもありましたし、このへんの各水道事業者の中にもこういった制度を設けているような関係等も勘案しまして、やや低い単価をこれに設定したというわけでございませう。それから、公衆浴場用でありますが、これにつきましてはやはり基本料金は二百四十円でございませうが、あと重量料金は一トンからかまわず一トンについて六十円といふことでございませう。ただ館山市の公衆浴場は一般の都市の公衆浴場と違ひまして、私どもが実績を見ますといふと、公衆浴場としてはきわめて少量の水しか使っておりませう。ですからこの水量については、相当大幅

の水量ではじくのが一般の通例でございますけれども、そうした館山市のものは非常に少量であるという関係から、特にこれは一トンについて六十円単一を単価をここにもって来たわけでございます。

大体、いま三つにつきまして算定の概略を御説明いたしましたわけでございます。

それから、石井議員さんから冒頭に御指摘ございましたように、私いままて説明等におきましてわかりやすいために、あるいは意識しないままにトンという呼称が出たかと思えますけれども、この点については今後十分注意いたしまして、立方メートルをもって呼称いたしたいと思えますので、御了承願いたいと思えます。一四番（石井輝久君） 先ほどの第一点に間違いますが、自治省のほうからの要項と申しますか、指導と申しますか、それは承知しておいて、それに基づいて料金改定案をおつくりになったという御答弁でございます。

先ほども申し上げましたが、自治省の指導のあとで経済企画庁の物価局長と自治省の財政局長との間で、あとの時点で確認事項をつくったわけでございます。地方公営企業の料金及び地方公共団体の使用料、手数料については、まずその改定にあたっては経営の合理化によってできる限り経費増を吸収するように努力すべきであり、安易な値上げを許すものでないことは当然である。これが両局長の確認事項の骨子であるように聞いております。一方の料金適正化の指導がきて、一方でその後諸物価の高騰とか、経済情勢等を勘案しながら経済企画庁の物価局長のほうからチェックされたその確認事項がきてないというならしやうがないですが、

その後国の指導方針としては安易な値上げを許すものでないことは当然であるというような骨子の確認ができておるわけでございます。したがって国の方針でございますから、なんでも地方自治体がそれに従わなければならぬということではございません。別これにこだわらなければございませんけれども、一応こういうことも現在の諸情勢の中ではやはり勘案しながら料金改定にあたっていくのが妥当ではなからうかと思っておりますが、この点のちの質疑に移しまして、打ち切ります。

それから第二点でございますが、第二点の中の第三番目、健全経営をこの料金改定によって確保し得るやいなやという質問に対しての答弁は、この料金改定によって将来健全経営を確保し得ないものであるという御答弁をいただいたわけでございます。これも法の条文に率直に、すなおに従うと公平、妥当であるというのが一つと、能率的経営のもとにおける適正原価を基礎として料金をきめるといのが一つと、もう一つ追っかけてまして、この料金改定によって健全経営を確保し得るよう料金に料金をきめなさいというこの三つが料金を定める基準になつておるわけでございます。そうなりますと、料金をきめる基準の一つの要素がこの料金改定にはないというふうに私は理解するわけでございますが、これはまた議論していてもおそらく平行線でございますし、これからの質問にまた関連して出てくるかと思えますから、これこの程度で打ち切ります。

それから、独立採算制でございますが、上のほうの指導でも一般会計からの繰り入れ等は好ましくないという指導をいただいておるといふ答弁が一つと、それともう一つ、一般会計、それから

交付税、あるいは国庫補助等につきましてもただむやみやたらに出すというんではなく、内容については規制されているんだという御答弁でございました。これは当然でございます。これはそれぞれ何項目かにわたって内容を示して規制していることは当然でございませう。しかしながらあえてここで言わしてもららうならば、料金格差は正にあっては一般会計から繰り出していいという地方財政計画等につきましては、そういう規制がございませう。つまり料金の格差を是正するためには一般会計から繰り出してよろしいんだという原則、原則とっていいかどうかあるわけでございます。この点については御承知だろうと思ひますけれども、それをしなかつたために赤字が出たということでございますから、これものちにまた質問に触れると思ひますので一応それだけ申し上げてこの質問を打ち切ります。

それから、質問の第五に關連します。ただ今の水道課長さんからの御答弁をいただいたわけでございますが、非常に御苦勞なすつておられる。本当に敬意を表します。それから料金改定につきましても、いろいろ御苦心なされたあとがにじみ出ていることは承知してあるわけでございますけれども、私があえてレイトメーキングといひますか、水道算定を伺ったのは、計数それぞれについての内容説明といひことでございますけれども、これはここで求めてもそれぞれ個々については無理かと思ひます。ですから個別に答弁を求めることは避けまして、要するに原価主義という料金の決定の仕方、これにはひとつ原価があると思ひます。それにプラス利潤を含めて料金を決定する。これが総括原価主義の骨子のポイントであろうかと思ひます。ただいまの御説明によります

と総括原価主義をとった、あるいはとらうとしていふという御答弁をいただいたんですが、必ずしも料金は総括原価主義の原則にのっとってないというように理解せざるを得ないんです。ですが、これもまたここで議論をもしようがありませんから、この点はのちに譲って質問を打ち切ります。

關連して答弁を求めたいのは二つあるわけでございます。

一つは、一号表の一般用、これは料金区分でございませう。基本料金ではなくて一般用の料金区分、九立方メートル以上二十立方メートルまで九十円、それから二十一立方メートルから四十立方メートルまでが百円、これが一般用になっております。ところで学校並びに官公署、先ほどの御答弁ですと特殊であるから考慮したといふことでございますけれども、二十立方メートル以上で幾ら使っても九十円で上限がありません。一般は二十一立方メートル以上四十立方メートルまでが百五円、一般と比較しまして官公署と学校が非常に優遇されております。二十立方メートル以下で九立方メートル、下限でございませうが、二十立方メートルからは九立方メートルまでの間が一般で九十円、ところが学校のほうは四十円、ちょっとこれは少し矛盾を感じると申しましようか、それじゃ官公署、学校を特別措置をして赤字の分を全額補てんではいけないけれども、レイトアップしてそれを市民のほうにおつかぶせるのかといふ議論をしたくなるのでございます。その点に關する答弁を求めます。

それと、同じく公衆浴場用でございませうが、これもいま公衆浴場といふのはなかなかもうからない商売のように承ておりました、全国的にあちらこちらに営業について問題があることは承知

しておるわけでございます。それにしても公衆浴場の六十円、これもまた下限もなければ上限もないということでございます。

館山市内の公衆浴場の皆さんはあまり水道を使われたいというところでございますけれども、それにしても六十円といえますと一般用の九立方メートル以下でございます。ちょうど一立米から八立米四十円、九立米から二十立米は九十円という改定案の中間に公衆浴場用が、しかも上限なしで改定案が出されているわけでございます。これに対する見解と申しますか、答弁を求めます。

以上二点について。

○議長（吉田勇治郎君） 午前の会議はこれにて休憩とし、午後一時開会いたします。

午後零時三分 休憩

午後一時三分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 午後の出席議員数二十八名、休憩前に引き続き会議を開きます。

一四番議員の答弁の前に、一八番議員の質問に対する答弁につき訂正を求めておりますので、訂正させていただきます。

○庶務課長（綱島憲治君） 先ほど渡辺議員さんの、契約事項の中で工期を入れるための是非についてお尋ねがありました。私必要があれば入れると、こういうふうな考え方をいたしましたんですが、ただいま調査をいたしました結果、軽微な事項まで議決によらしめると、それが変更になった場合にまた議決を要するというふうなことで、行政実例としては説明にとどめるべきというふうな行政実例でございますので、そのように今後させていただきますか、訂正させていただきます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 次、一四番議員に対する答弁を求めます。

○水道課長（大嶋重義君） 石井議員さんの質問に対して二点お答えいたします。

最初の官公署、学校用の料金が一般用に比較して低過ぎやしないか、また逆にその低くした分が赤字を一般にかぶせるような形にならないか。こういうような御質問でございますが。この官公署、学校の関係につきましては、いま補捉した件数は七十八件でございますが、利用状況をみますと大きな内容を示しておりますのが、数と量では市内の学校が多いわけでございます。特にプール等をほとんどの学校が持っております。こういった関係と、それからこれにつきましては、周辺の事業体をみましても、三芳水道白浜町水道、木更津市の水道、茂原市の水道、富山町の水道におきましてもやはりこのような別ワクを設けて多少軽減している状況でございますので、そうしたような周囲の状況も考え合わせましてこのような体系を立てたわけでございます。

それから、第二点の公衆浴場の料金の関係でございますが、先ほども申し上げましたように市内には四店の公衆浴場がございます。それでいままでの実績をみましても、ひと月に最高使っている店が五十九立方メートルでございます。最低のものが十三立方メートル、これは家庭より低いくらいの数字で私どもはたしてこれがどうかということで考えるわけですけれども、そういうような状況から、特にこうした環境衛生面で公衆浴場であるというふうなことから、各都市等におきましてもやはり公衆浴場として特別な措置を講じておるような状況でございます。特に本市

の場合におきましては数が少ない上に使用量が非常に低いという
ようなことでございますので、このような料金を設けた次第でご
ざいます。

○一四番(石井輝久君) 御答弁をいただいたわけでございますが
官公署、学校の特種性から特別な軽減措置を講じておられるとい
う答弁でございますが、それにしても低過ぎるように感じますが
一応これに対する質問は打ち切って、のちの質問で関連して出る
かも知れませんが、一応打ち切ります。

引き続きまして、もう少し具体的に公営企業法の二十一条にご
ざいます能率的经营のもとにおける適正な価格という点と、健全
な経営を確保するという観点から五十年年度の特別会計を若干参考
のために見直してみたいと思えます。

そこで、昭和五十年年度予算中二百八十九ページ第五条の継続費
総額、及び年割り額についてを参考までに伺います。まず、その
中の総額十七億九千九百九万円の年度別の財源内訳を参考までに
お示し願いたいと思えます。

○水道課長(大嶋重彦君) お答え申し上げます。

十七億九千九百九万円の財源内訳でございますが、まず年割り
額から申しますと、四十九年度は二億五千六百八十一万二千元で
ございます。それから五十年年度は四億五千四百八十二万六千元、
それから五十一年年度が十億八千七百四十五万二千元でございます。
このような年割り額に対しましての財源でございますが、四十
九年度におきましては、企業債が一億円、国、県の支出金が一億
一千二十四万五千元、その他のものが千二百二十三万円、一般会
計出資金が三千四百三十三万七千元でございます。それから五十

年度でございますが、四億五千四百八十二万六千円の内訳でござ
いますけれども、企業債一億八千三百万円でございます。それか
ら国、県の支出金が一億三千九百四十万円、その他が五百万円
でございますが、一般会計出資金は二千七百四十二万六千元でござ
います。それから五十一年年度は十億八千七百四十五万二千元、こ
の内訳が企業債が四億五千万、国、県支出金が六億円、その他が
五百万、一般会計の出資金が三千二百四十五万二千元、以上のと
おりであります。

○一四番(石井輝久君) それは二八九ページの、こまかいことで
ございすけれども、第五条の御説明でございますか、総額がた
いへん違うように感じますが。ただいまの御答弁ですと昭和四十
九年度の年割り額で二億五千六百八十一万二千元と御答弁いただ
いてあります。この点がここに記載してあるのと違います。それ
から五十一年度、御答弁ですと十億八千四百四十五万二千元、ここ
に記載してあるのは十億九千四百四十五万二千元。金額に違いがあ
りますがいかがですか。

○議長(吉田勇治郎君) 暫時休憩いたします。

午後一時 十五分 休 憩

午後一時五十二分 再 開

○議長(吉田勇治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長(大嶋重彦君) 先ほどの御指摘を受けました件でござ
います。この年割り額につきましてははなはだ申しわけなかつ
たんでございすけれども、印刷上のミスでございまして深くお
わび申し上げます。この件につきましては今後早い機
会に補正をして直したいと思えますので、よろしく願いたいし

ます。

〇一四番（石井輝久君） それでは次に進みます。二九七ページでございすが、継続費に関する調査中昭和五十一年度、これは資本的支出、建設改良費十億八千七百四十五万二千円でございすが、これに関連しまして水道課長さん、いま私質問を打ち切りまして進んだんですが、前との関連で継続費に関する調査、これに記載されております五十年度、五十一年度の内容はこれでよろしゅうございすか。

〇水道課長（大嶋重義君） ただいまの件でございすが、五十年度、五十二年の内容と申しますと、事業の内容でございまして、うか、それとも金額の振り分けでございませうか。年割り額でございすここに掲げてあります金額で間違いありません。

〇二三番（菊井敏博君） 水道問題に関連して二点、三点お聞きしたいと思ひます。

この議案第五十八号につきましては、水道審議会、文教民生委員会、また議会の全員協議会の中において種々説明を受け、独立採算制に立つ水道特別会計において、今年度五十年度で累積赤字が一億八千万、これを値上げしない場合には三年後には十億八千余万円になるといふような説明を受け、このような将来の水道特別会計の危機というものを感じ、館山市財政を考へるときに、この値上げの問題に關しましては私は妥当であると思ふものでございすが、現在の状況において館山市の給水状態が非常にうまくいってないというよりなことから、市長さんにお聞きしたいわけでございます。

そこで、市民待望の作名ダム完成が、現在防衛庁関係等の折衝

が最善の状態にあるか、またダム完成が予定どおり進行してあるかという点についてお聞きしたいと思ひます。

それから、さらにもし値上げが議決された場合に非常に、現在館山市中央水道の一部と南条、宮城等最悪の給水状態が、現在特に夏場において置かれてゐるわけでございますが、これが作名ダムを待たずにして、さうすぐ来年度からでもどのような方法もって夏季対策に市長が対処していくかという点をお聞きしたいと思ひます。

なお、料金値上げがこの条例において決定しても、五億二千数百万というものが三年後においてはまた累積の赤字になるといふ現状において、少なくとも作名ダムが完成して給水状態が完全になるまで再度値上げをしないということが言い切れるか。

その三点をお聞かせいただきたいと思ひます。

〇市長（半沢良一君） 作名ダムの進行状況についてでございますけれども、御説のとおり作名ダムが完成いたしますれば水の問題は一挙に解決いたすわけでございます。

作名ダムは四十九、五十、五十一年度、市といたしましてはこの三年間で完成をいたすという予定で計画を立てていたわけでございますけれども、その後総需要抑制政策等によりまして予定どおりの補助金が防衛庁からいただけに実情でございます。

さらに、また防衛庁といたしましては単年度ごとに補助金を計上いたすわけでございますので、長期的な見通しに立った補助金ももらえない。そういう状況でございますので、現在の段階では当初の計画どおり五十一年度末完成ということとは不可能でございます。その意味では計画どおり進行してないということが言え

るわけでございます。

しかし、この完成がきわめて緊要なことでございますので、一日も早く、一年でも早く完成いたさなければならぬ。そういう考え方でいま防衛施設庁に向かって補助金の増額をいろいろの手を使いましてお願いしているわけでございます。本年度も一応決定をみました予算ウツ以上に約一億円程度に近いものを、補助金をもらえるような見通しになっております。そのために防衛庁の補助金だけではもちろん仕事ができませぬので、市の財源も必要でございますので起債及び市の自主財源を持ち出さなければならぬわけでございますので、そういう資金繰りを検討いたしておる段階でございます。

いずれにいたしましても緊要なことでございますので、五十二年度には完成いたしますように努力いたしたい。ぜひとも五十二年度末には完成をいたしますように、今後あらゆる努力をいたしたいというふうに考えているわけでございます。

それから、それまでの対策といたしまして、本年度のような不足の状況でございますので、そういう状況を完成するまで放置しておくわけにはまいりませぬので、対応策、現在の能力をフルに活用すると同時に、また応急策といたしまして、完成するまでの対策といたしまして、深井戸を掘るなり、あるいは受水槽を設置するなどいたしまして、この三年、二年の間をでございますが、切り抜ける策を講じたい。どんな方法が最適なのか今後検討いたしまして、来年度の予算にははっきりした形で予算計上もいたしたい。そういうふうに考えているわけでございます。

それから、今回値上げをいたしましたけれども、さらにまだ値

上げをしていただきましても、この間予算資料で御説明申し上げましたとおり五十一年度末に二億三百三十八万二千元、さらに五十二年度末には三億六千七百六十六万二千元の赤字となるわけでございます。これを全て一般財源の繰り出して補うことができかどうかということについては、今後の財政状況をみなければわかりませんけれども、完成するまでにこのままの値上げの状態ではやっていけるかどうかということは、しばらく財政状況、その他にらみ合わせて検討する機会をいただきたいと考えておりますが極力現在の値上げのままていくように努力はいたしたいと考えております。

〇二三番(菊井敏博君) 作名ダムの完成が一年遅れた、五十二年度までには完成させたいということでございますが、いま非常に作名ダムの完成というものが、市民ひとしく願うものでございませぬので、現在の状態はよくわかりますが、市長におかれましても最善の努力をお願いいたしたいということを希望するものであります。

また、非常に値上げができましたも相当なる累積赤字が生まれるわけでございますが、いろいろ企業その他の努力をいたしまして再値上げ、少なくとも作名ダムができて上がって完全給水できるまで再度の値上げというものは十二分に考えてやっていたらだいたということを願うものであります。

さらに、最後の、今夏異常な水の最悪状態を向かえまして、もう一度市長に確認するわけでございますが、来年度このような状態がないよう深井戸を掘るとか、いまの三芳ダムの水を受水して館山市民に来年度は迷惑をかけないということがここでお約束で

きるかできないか、最後に一点お聞かせ願いたいと思います。

○市長（半沢良一君） ただいま御答弁申し上げましたように、この作名ダム完成までの応急対応策といたしまして現有能力をフルに活用する、三芳水道からの受水を含めましてフルに活用し、さらに深井戸を掘ったり、受水槽をつくったりして御迷惑をかけるような努力をいたしたいと思います。

○二三番（菊井敏博君） 市民生活に直結する非常に重大な水問題でありますので、市長並びに関係者の一段の御努力を願って質問を終わります。

○一八番（渡辺軍治郎君） ただいまの質問と重複するところがあるかもしれませんが、市長さんにお伺いしたいと思います。

今回の水道料金の値上げについて、市長は水道会計の赤字の解消、財政の健全化のために値上げはやむを得ないと言っておりますが、館山市の場合は三芳水道、その他の水道と違って給水状態が極めて悪いという状況のもとでの値上げで、しかも値上げ幅が二倍から三・七倍という大幅なものになっております。したがって給水状態改善と切りはなして考えるわけにはいかない問題であります。

そこで、まず原則的な問題から質問しますが、私け六月の議会で水道法の第五条、十五条に基づいて館山市の水道はそれにふさわしい、適合しているかどうかということを質問しました。そのときに研究させてもらいたいということでしたので、その後研究されていると思いますが、改めて質問したいと思います。

水道法の第五条の六では、「配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管、

その他の設備を有すること」としております。水道法の第十五条では、「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならぬ。」としております。これは水道事業者に対する義務だと思えますが、館山市の水道はこの法律で規定したような状態になっているのかどうか。それをまずお伺いします。

次に、水道料金の対価とは何であるか。この問題について最初に質問したいと思います。

○市長（半沢良一君） お答えいたします。

確かに渡辺議員のおっしゃるように配水の装置をして、そして水を供給しなければならぬという規定がございますけれども、これはこういふような努力をしろというむしろ訓示規定だといふふうに解釈しております。

二つ目の質問の水道料金の対価とは何か。これは水を供給するというサービスに対する対価が水道料金だといふふうに考えております。

○一八番（渡辺軍治郎君） 水道法がこういふふうに努力しなければいけないといふふうなものだ、というふうな理解では非常に問題だと思っております。具体的な例を上げますと、この夏断水、時間給水をした所が、中央水道で、これは五千戸ありますが、半数以上。これけ水道課の報告ですから間違いないと思えますが、二千五百戸以上が断水、時間給水、中央水道でもそうなんです。西岬が四百戸、宮城が四百戸、南条が八十戸、合計三千四百戸が断水、時間給水というような不完全な給水を受けているんです。

水道法では受給者に対して常時水を送らなければならぬといふことを義務づけているわけでございます。そのために一定の圧

力以上の浄水を連続して送らなければならない。送るためにはそれにふさわしい配水池とかポンプ、配水管、そういうものを整備しなければならぬということになっていくわけですね。館山の水道が水道法に定められているような状態になっていないということとは水道課で発表した断水、時間給水、こういうようなことで現実に起こっているということではっきりしていると思うんです。

私が聞いてるのは、そういう努力するための法律とか、そういうことを言っていない。こういう現状をどう見るかということを書いてあるんです。水道法に照らして、実際水道法が規定するように館山市の水道がなっているか。いま市民がこれを一番問題にしているわけです。これは夏の給水需要が多くなったときですが、夏以外のふだんの場合でも中央水道の範囲では水の出が悪くて洗たくもできないというのが実情なんです。だから千五百七十七名の方が今回の水道料金の値上げは見送って、給水状態の改善をしてもらいたいという請願を出しているわけです。こういう市民の実態を無視しているような水道状態がいいのか悪いのか、まずこれを聞きたいと思います。

○市長(半沢良一君) 館山市の水道の実態はただいま御指摘のとおりであります。決してそれでいいと思っているわけではございません。そのために作名ダムを建設してそうした問題を解決しようとして努力しているわけです。その過程においてそうした状態があるということほまことに申しわけないことでございますけれども、やむを得ないことだというふうに考えているわけでございます。そのやむを得ない実態をいかに少なくしていくかというふうに努力いたしておるわけでございます。

値上げの問題につきましても、逆説的に言うならば、そういうような状況なくして水道を理想の形にもっていくために値上げをしていただく。そういうふうに考えております。

○一八番(渡辺軍治郎君) ただいまもう一つの関連があるんで給水料金の対価ということを質問したら、給水サーピスが水道料金の対価だと、水道料金というものはもと水はただだけれどもそれに資本を投下して水に価値がつくというのがあるから給水原価というのが出てくるわけですが、給水原価が高いから水道料金も高いということではこれは違うと思うんです。いまお答えになつたように給水サーピスが水道料金の対価であるわけです。だから常時水が出るようになっていけばこれは完全な給水状態だと思っておりますが、もしこれが一年中を通じて夏はもちろんふだんでも水が出ないというようなそういう状態は、給水料金の対価としての給水サーピスが低下しているということだと思っております。

だから、売る場合には原価が高くなつたからといって、給水サーピスが悪ければ当然安くなるのがあたりまえなんで、これは売るものと買うものですから、高いから買わないというのが一般の商品ではできるけれども、水は生活にとって不可欠の問題なんです。高いから買わないと言えない問題であります。そこに公共事業の福祉を増進しなければならぬという公営企業法の第三条がそういうふうなきめていると思うんです。

いまの館山市の水道状態を見ますと、南部、西部はある程度完全給水になっていくかもしれませんが、ほかの南条、官城、中央水道は不完全な状態になっております。これは非常に不平等で、そこで、この料金を統一しようというところに無理があるわけ

すが、市長はさっきの質問でダムができるまではやむを得ない、しかし努力してなんとかダムができるまでに給水状態をよくしようというような考えがあるのはわかるわけです。口では簡単に言えますが、実際にやることのできるかどうかというのが問題であります。例にとりますと、三芳水道は八束の高いところに水の出が悪いということで加圧ポンプを取り付けております。館山市でも一部高いところは水が流れない。そういう水の出が悪いところは配管図で水道課ではっきりつかんでいるわけです。配管状態が悪いから水の出が悪いという事実をはっきりつかんでいると思いますが、そのへんひとつ確答をお願いしたいと思います。

○市長（半沢良一君） サービスが悪いんだから水が高くて安くしろというお話でございますが、資料でもお渡しいたしましたように原価どおりにこれを売るといたしますと、最低価格、いまの御審議願いますのはトン四十円でありますが、それにさらに百円ぐらい付けませんと、百四十円ぐらいにしないと合わないわけでありまして、それを四十円ないし九十円とか百五円でお売りするわけですから、安くしているつもりでございます。

それから、加圧ポンプをして高いところにお話でございますが、これも作名ダムを完成すればこういう問題は解決する問題でございますので、その間ごしんばり願いたいと思います。

○一八番（渡辺軍治郎君） これはさっきの答弁と食い違うじゃないですか。作名ダムができれば根本的な解決がつくと、しかしそれまで給水状態がよくなるように来年度予算ということも言いましたが、努力することを書いてあるわけでしょう。だから私が給水状態の改善をするためにまず現状認識が大事だと思っ

てすよ。現状がどうなっているかそれをわからないで、どこを改善したらいいのが出てくるはずはないわけですよ。

水道課ではそういうことをつかんでいるわけですよ。たとえば宮城、高いところは水の出が悪いとか、上真倉、下真倉、新しくできた団地、そういうようなところでは配水管がうまくいってないから、水の出が悪いということをお聞きしているわけですよ。

○水道課長（大嶋重彦君） ただいまの件でございますが、中央水道の場合が主たる問題だと思いますが、この場合いま水圧が低いために出が悪いというところがあるわけでございます。配管上の問題もありますけれども、いま中央水道の場合は古い関係もありますし、管路が相当浄水場から遠いというような関係もあるわけでございます。それに加えて遠いところの上に地理的に地面が高くなっているというところがとかく出が悪いというところがございます。

こういうものを解決する方法は、まず第一点は水源をやはり豊富に持つということが一番根本問題でございます。それといま出の悪いところといたしましても、いままでのところでは青柳とか上真倉とか楠見、西ノ浜、館山小学校の裏の高いほうとか、こういうところが随所にございましたが、これらについては管を取りかえるというよりも水圧のかかった豊富な水を送るということによって大半が解決するものと、こう思っております。

それですから、いまの計画では先ほど市長からも言われましたように、根本的な解決は作名ダムができて、いま一番条件の悪くなっておりますところを、本管が宮城に向かって通るわけでご

ございます。こういったことで本管が上のほうを通りますと同時に。

〔「作名ダムのことを聞いてるんじゃないんですよ。」

と呼ぶ者あり〕

○水道課長（大嶋重義君）　ですから、通れば、通って下と結べば
そういう配管関係のものは改善されて水の出がよくなるという
ふうに私どものほうは考えております。

〔「ダムのできるまで。」と呼ぶ者あり〕

○水道課長（大嶋重義君）　ですから、できるまでは先ほど市長の
言いましたように、やはり水源が大事ですから、そういったこと
で井戸の二本ないし三本掘って水源を拡充していきたいと思っ
ていますし、それからいま西の浜地帯のほうの悪い面はこれは夏場
は無理でございますけれども、それを除いた場合は、官城の水に
圧を加えまして、これをもっと館山小学校の通りのほうまでもっ
ていきたいということです。これは現に市になりましたからあの
補見の橋のところまでのものは実験済みで、非常に水圧が上がっ
て解消されたということが、事実行なったわけでございますので
さらに延ばしていったら出の悪いところを改善していきたい
い、このように思っております。

なお、官城と大賀の関係等前から渡辺議員から御指摘されてい
る点でございますが、地理的に非常に特殊な地帯でございますし、
水道事業の本管を入れかえるということは、ほとんど舗装化され
ておりますし、非常に経費的にも時間的にもかかるわけです。そ
れならばその分だけ作名ダムの完成を急がして、根本的な解決を
はかったほうが得策ではないか。その間における暫定的な水源
手当ていたしましたは、いま申し上げましたように井戸の関係と

か、できれば受水槽のようなものも検討していきたいということ
やら、それからまた、操作、工夫を最大限に發揮してこれに対処
していきたい。このように考えておるわけでございます。

○一八番（渡辺治郎君）　いまの答弁でやりたいということはお
かるわけですが、具体的にどうやるかということの問題があると思
うんです。金のかかることですから。

いま館山市の水道は三芳水道から水の供給を受けているわけ
です。夏は三芳水道もピークになるかもしれませんが、ふだ
んはドッキングしているわけです。ですから三芳水道からのダ
ムができるまで水の補給は続けなければなりません。特に水の出
が悪いくところはいま貯水槽というような問題が出たけれども、
貯水槽にたくわえて加圧ポンプでもって水圧を上げて水の出の悪
いところに回すというようなことはやる気があればできるんです。
深井戸の問題も出ましたけれども、これだって金のかかることだ
けれども、一体こういうことを本気でやる気があるのかないのか。
これを九月の補正予算に組めるのか。組んでもやる気があるかど
うか。

○市長（半沢良一君）　先ほどから御説明申し上げますとおり、来
年度の夏対策といたしまして、深井戸を掘るなり、受水槽を置く
なりして、解決方法をこれから考えて、来年度の予算とにらみ合
わせて予算の計画を立てたい、その際に十分な御審議をお願いし
たいと先ほど申し上げたわけでございまして、来年度の予算で、
まだ具体的な案ができていない段階でございますので、それを具
体的にどうするかということは申し上げられませんので、大綱は
今申し上げたとおりでございます。九月補正予算に出す意思はご

ございません。

○議長（吉田勇治郎君） 一八番議員さんに申し上げます。

一応会議規則にのっとりまして、他にない場合に再度の御質問をお願い申し上げます。

○一六番（安西益男君）

たいへんいろんな角度から値上げにつきまして審議が続けられておるわけでございますが、現状における市の財政ということも十分わかるわけでございます。しかしながら今回の値上げ断行にあたりましては、一挙に二倍強という大幅な値上げに對しましては、これは市民の立場からするならば極めて過酷といえるような値上げ案でございます。また、したがって他への影響、各家庭への影響というものは大変大きなものがあるんじゃないか、このように痛感しておるわけでございます。

市当局といたしましては、独立採算制という、確かにこれは一応独立採算制をとらなければならぬというたてまえになっていくことは事実でございます。しかしながら現状におきましてはこの独立採算制がはたしていづれの自治体、あるいは赤字ということにおいて決定的なものではないということ、先ほど一四番議員等の質問の中から十分それはいかかえるわけでございます。

そこで、これは繰り返すようでございますが、四十八年度において若千ではあります黒字である。四十九年度補助金を打ち切ると同時に非常に、いろいろな経費もかかるということも再三聞いておるわけでございます。大きく黒字が出てきた、こういう段階でございます。地方自治体におきます独立採算制のあり方、この点について、館山市のあり方について若干私は考えていただかなければというふうなものを持っておるわけでございます。

公共事業に対する目的はあくまでも福祉政策、そして住民サービスにあるということがその主だった性格でありまして、これは民間事業と異なりまして、どうしてもかかったものは一切がござい住民からとらなければいけないんだというのではないと思えます。公共性ということに重点が置かれていくというのが一般の認識というふうに、また事実行なわれているというのが実情であります。そういった観点から住民の生活水準の維持という面、更には今年度夏等におきます非常な断水による住民の困惑、そういう状況等を見ますならば何らかの形で、大変な中には違いがあるけれども、市として住民に対する、市もこのような赤字状況であるけれども、しかしながらこういった一般会計からの助成というふうなそういう姿勢こそが最も重要ではないか、そのように強く訴えてまいりたいと、このように思うわけでございます。

そこで、この独立採算制という面から、同じ館山市民が水の供給を受けております。これは三芳水道に対する助成約四千万近くあるわけでございます。そうした同じ市民、館山市の一部の那古船形に限られるわけでございますが、これは市民でありまして、三芳水道に対する助成、片方はそのように助成が続けられておる。館山市の水道事業については四十九年度で打ち切られておる。そういった面の独立採算制のあり方についてどのようにお考えなされておるか、まずその点をお聞かせいただきたいと思えます。

○市長（半沢良一君） お答えいたします。

独立採算制の問題でございますが、これは先ほど石井輝久議員にお答えいたしましたとおり、私が提案理由の説明の際に申し上げましたとおり、経営合理化の努力を払いながら一方では公共福

社の立場に立ちつつ、公営企業の原則である原価主義と独立採算に基づく適正料金に改定いたしたい。こう申し上げたわけでございまして、私は原則として水道企業の中の資本勘定に属する部分は市費で行なうべきだ、収益勘定に属する部分は独立採算制で原価に基づいて見合う料金をとって経営をすべきだというふうに考えているということを先ほどお答えしたとおりでございますけれども、また、おっしゃるように公共福祉の立場に立つということも先ほど言ったんでございまして、必ずしも原価がかかるからそれが全てという考え方をしておるわけではございません。

もし、そういう立場に立つならば、今回の料金ではとうてい足りないわけでございます。先ほどの資料でお示しいたしましたとおり、値上げをしていただきまして五十年度末一億二千四百二十三万九千円のアカ、五十一年度末二億三百三十八万二千円のアカ、五十二年度に至りましては三億六千七百六十六万二千円のアカになるわけでございます。館山市の財政規模は御存じのように四十五億程度でございますので、その中でこれだけの累積赤字が出る、改定いたしませんと十億の赤字が出るわけでございます。そういう大きな赤字が出るということは、館山市の四十五億の財政規模の中にあります水道企業の破たんのみならず館山市財政そのものが破たんしてしまう。これではかえって水道の為に館山市の財政が破たんするということになっては、館山市全体の為に良くないと考えているわけでございます。そういう意味で水道料金の値上げを今回お願いいたしました。これも先ほど申し上げましたとおり健全経営にはほど遠いことではございますけれども、幾らかでも水道企業の健全経営に近づけたいという、そういう立

場からでございます。

それからこの場合、もう一つ考えましたことは、やはり館山市の市民の水負担がなるべく平等であるべきだ、水に限らず全てそのうであるわけでございますけれども、平等であるべきだというふうな考え方から今回の改正の基準といたしまして三芳水道の価格体系を参考にしまして、あんまり大幅に違わないように考えていたしたわけでございます。

それから、価格改定をしていただきましたけれども、いま申し上げたように赤字が出るわけでございますので、これについてはいろいろと一般財源からの繰り出しを当然考えているわけでございまして、これにもいろいろ制度的な制限もございまして、またこれがあまりにも過大になってしまうというところは一般行政水準の低下をきたす、どうか必ずしも寄せがいくだろう、建設事業とか、あるいは学校建築が遅れるとか、そういうことが出ると思われるわけでございます。たとえば学校建築にいたしても、たとえ現在の高い水を飲んで子供たちのために私は学校建築を選ぶべきではないかと考えているわけでございます。私いつも政治は選挙の技術と申し上げておるわけでございますが、どっちを選ぶかということに政治的な判断が加わるだろうと思えます。いずれにいたしても一般財源からの繰り出しをしないと申し上げているわけでございませぬので、本年度は無理でございますけれども、来年度の予算におきまして財政収入、その他勘案の上考慮いたしたい。その際御審議いただきたいと考えているわけでございます。〇一六番(安西益男君) 三芳との関係についてのお答えがなかつたようでございますが、この点はお聞かせ願いたいと思っております。

でございます。

今回の値上げにつきましては、なんでもかんでも一切ストップ、こういうことはたいへん無理だということには十分わかります。そういうことで館山市のみならず東京都あたりを見ましても値上げというやむなき事情にあるということもうかがえるわけでございます。ただ、やはりそういった無理な一般財源から何が何でもという事態に館山市が置かれてないということは当初申し上げましたようにわかるわけでございます。しかしながら苦しい中において、今申し上げました何らかの形、これはやはり各自自治体でも殆んど自治体は赤字状況というものが多くという現状の中から、やはり前回にも申し上げたわけでございますが、東京都におきましては六百九十三億の累積赤字を一般財源で補って、都民には九月から値上げを了解願いたいという姿勢をとっているわけでございまして。そういった中からそれに見合へた何らかの姿勢、市民に対するそういう姿勢が私はあるべきではないか、このようなことをその額についても御検討いただいたならばというふうに感じておるわけでございます。

そういった点で、これはいろいろな角度から質問なされたわけでありまして、十分その点を、特に来年度に対する一般財源からの繰り入れもいろいろと御苦労されているし、また先般等の議会にもそのようなことを聞かされておるので、大きく期待しているわけでございますが、そういうことであるいろいろな角度からこれを調査しなければ簡易水道等の関係、あるいはいまままで内勤等の人員費に対する、そういった面とか、疑問といえれば疑問のように思われますけれども、やはり事情という面、これはひとしくそうい

った面に真剣に取り組んでいくという、そういった姿勢はわかるわけでございますので、どうかそういった点の、何とかしてというそういった一つの姿勢をお示しいただきたい。さらには来年度は一般財源からの補てん、これはずっと長年行なわれてきたわけでございます。先ほど三芳への助成というものが行なわれているという立場から十分その点を強く要望していきたいと思えます。

三芳との関連についてお答えいただきたいと思えます。

○市長（半沢良一君） 三芳水道に確かに分担金を納めているわけでございますが、結局市民はそのために水が安くなっているわけでございます。現在市の水道には出しておりませんけれども、結局市民とすれば水が安くなればいいことでございます。そういうことで三芳水道の価格体系と同じ価格体系で、市民に極力同じ価格で提供したい、このように考えております。結局現在の市の水道には出しておりませんけれども、それだけ赤字が出るわけでございます。その赤字を全て今後市の財源からの繰り出しによって解消していきたい、そのように考えております。ただ全部が解消できるかどうかは現在のところ見通しがつきませんので申し上げられません。極力そのように努力していきたいそのように考えております。

○一六番（安西益男君） 確かに船形方面の市民でありますけれども、水の状態は極めて大きな差があるわけでございます。また夏におきましても非常な最悪、三芳関係におきましても、館山関係におきましては御存じのとおりであります。そういった点で非常にアンバランス、これもいろいろと事情があると考えますが、それ故にその中からやはり水のきわめて悪い館山方面にもその一端の

誠意といえますか、あり方といえますか、親心といえますか、そういう形をぜひお願いしたい。このように特に先ほどお願いしましたように、来年度におきましてはその点十分ひとつお願いしたい、このようにお願い申し上げて質問を終わります。

○議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩いたします。

午後二時四十五分 休憩

午後三時 十七分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○一五番（辻田 実君）

まず第一点は、今回水道料金を値上げする市の提案条例についてお伺いしたいわけでございますけれども、三月の定例議会におきまして施政方針演説の中におきまして「上水道につきましては、本市が水資源に乏しい地形的条件を克服し、廉価で豊かな水を供給する」ということが述べられております。廉価で豊かな水の供給というのはどういうことなのか。二倍以上の値上げがわずか四月月しかたえない今日されるということについて、この施政方針を述べた市長さんのお考えはどのような考えであるのか。まず、この提案の政治姿勢を聞きたいわけでございます。

政治姿勢のもう一つは、今まで水道料金につきましては、御案内のように黒字が続いてまいりましたので、最近の状況をみましても、四十七年度におきましては繰り入れ金が九百五十万ございましてけれども、決算といたしまして黒字が十万八千円にがしの黒字を繰り越しております。四十八年度決算におきましては二千九百万の繰り入れをいたしておりますけれども、二百五十一万四千円の黒字決算をいたしておるわけでございます。四十九年

度の決算はまだ決算の認定がされておりませんので、どのような形の認定が出るかについては正確な数字はわかりませんが、説明資料等によりますと、繰り入れ金をしなかつたために約四千七百八十三万の赤字が出るといわれておるわけでございます。

このように、館山市におきましては過去数年来にわたりました水道会計につきましては赤字決算というものはあり得なかつた。たまたま半沢市長が就任されまして、四十九年度決算からたちどころに四千七百八十三万の赤字を出さざるを得ないという状況になつてきておる。

五十年度においてはもう、当初予算におきましてすでに多額の赤字会計を上程しなければならぬという状況でございますけれども、この点につきましては施政方針と相まちなして、政治姿勢の中においてどうしても赤字にしなければいけないんだ。こういって、過去本間市政十二年間買かれたところの政治姿勢というものが大きいくずれて、むしろ水道会計についてはあらゆる手だてを立てても赤字決算にしたのがいいんだという形がみられるように何われるわけでございます。この点について、まず今回の値上げをめぐりますところの政治姿勢がどうなのか。まず、お伺いしたいわけでございます。

第二番目におきましては、水道料金につきましては、市長は原価主義並びに独立採算、公正、適正の立場に立ちまして、この三原則の上に立って料金を決定したいということを終始いわれておるわけでございます。

そこで、この点につきまして、私は御質問申し上げたいわけでございます。原価主義をとるには、その原価が適正に評価される

ければならないというふうに考えておるわけでございます。

そこで、まず第一に、五十年度の説明書でございまして、説明資料第三でございまして、ここに五十年度の現行収支書があるわけでございまして、この印刷物でまいりますと、収益勘定の収入が一億八千九百九十九万九千九百九十九円と、かしながら、五十年度の予算書を見ますと、この額は一億千三百四十万四千円という額になっておるわけでございます。したがって、五十年度のこの三月に議決されたところの予算書からみまると、収入が一億四千九百九十九万九千九百九十九円と、さらに、支出の面につきましては、支出合計が二億二千九百四十二万一千円というふうに印刷されているわけでございます。しかしながら、同じく五十年度の予算書を見ますと、この額は一億八千八百八十九万九千九百九十九円と、ここに予算書よりも四千三百三十三万二千円の水増しになっておるわけでございます。三月に予算書が議決されて、この八月まで補正予算は一度も組まれておりません。したがって、この四月間におきましてなされたこのような当初予算を上回る水増しをしなければならぬ資料を提起しなければならぬということでございます。

私は、議会制民主主義をとる今日、館山市におきまして三月に決定された五十年度の予算案が、まだその四分の一をようやく過ぎたという段階において、このような大幅な手直しをしなければならぬということについて、あまりにその執行者の執行責任が怠慢であるといわざるを得ないのでございます。

したがって、この収支決算でまいりますと、赤字につきましては一億二千八百五十三万九千九百九十九円と出ておるわけ

けれども、これは収入並びに支出を差し引き、当初予算からみまると五千七百七十四万五千円の水増しでございますから、これは半額に減るのが当然ではないかというふうに思います。どこで、どのような根拠をもって、当初予算に組まれた予算案を議会の了承も、説明もなく、四月月しかたない今日、このように水増しをして提案しなければならぬかという点について御説明を願いたいわけでございます。

この当初予算に計上し、議員全員の承認を得て議決されたものを市が忠実に守り、そしてその執行をするために努力をしていただかなければ困るわけでございまして、この議会と市の執行関係の信頼関係がなくなりますると、今後これらの議会の決議というのがどのようなことになるかということについて非常に不安になるわけでございまして、ここでもって原価主義をとるならば、すでに一億二千八百万の赤字に対しては七千万に減るわけでございます。半分に減るといふ原価にたななければ、原価主義からいって当然この値上げというものは大幅に引き下げても、今館山市が提案したところの水道料金を大幅に値下げしても、提案する所期の目的というものは達せられるんではないかと思われるわけでございまして、この点についてはどのようにお考えになっておるか。お伺いしたいわけであります。

原価主義の第二点目でございますけれども、今日館山市におきましては非常に水を使い過ぎて水不足をおこしているという現状でございます。五十年度の予算書を見ましても、館山市の水道を利用しておる人たちは七千八百三十世帯、そして三万九千二百人、その普及率は六八%でございます。そうして、これらの人た

ちに対するとおりの給水が一日七千トン、そうして年間二百六十五万四千トンという数字が出ておるわけでございます。この年間二百六十五万四千トンの水が完全消費していながら、なおかつ水が足りないという現況が今日の館山市におきまますところの状況じやないかというふうに思われるわけであります。したがって、年間二百六十五万トンの水をさらにふやさなければ、この水事情の解消ができないという観点から作名ダムの建設というものが行なわれておるわけでございます。

となりますと、私はここでもって質問したいことは、企業会計でございます。普通企業会計の赤字が出るということは、二百六十五万トンの水が使用できるにもかかわらず、加入者がたとえ五千世帯であって、そしてこの年間の水の使用量が二百万トンしかない。したがって、六十五万トンの水が消費できないためにそれが売れないために赤字が出るということはあり得るわけでございます。

館山の場合には、館山でもって生産できるところの水は一〇〇%消費されているわけです。ストックはゼロです。ストックがゼロの中において赤字会計を出さなければならぬという予算の組み方、経営の方法ということについては、私は怠慢があるんじゃないか。ここ数年來、三芳水道はあれだけの水が出るにもかかわらず、その普及率が六〇%そこそこであった。前の市長がよくおりました。三芳水道の加入が八〇%を越せば独立採算でツバーでいくんだ。しかしながら、いろいろな問題があって各家庭が全部入ってくれないので赤字が出るので、それを繰り入れしなければならぬのだということでもって終始いわれてまいりま

した。こういう面の赤字が出るということについてはある程度私はいりなづけるわけでございます。

館山が、最大限の、生産できる年間消費量を二百六十五万トンを完全に消費して、その上に赤字が出るということについては、私は経営的な不合理、経営的な欠陥があるといわざるを得ないわけでございますけれども、この点の考え方はどうなのか、この点がかちんとしていかなければ、原価主義というものをとりながら原価の算定というものは出てまいりません。どこで原価を、基準をきめるのか。年間二百六十五万トンの水をもって、これがこれだけ売れた場合には一世帯当たり幾らという形が一般的な考え方でございます。この上に立ってなお赤字が出るということについては私は問題があるんじゃないか。その点の方針が出ない中では原価主義を採用ということは、私は値上げに対する便宜主義にほかならない辨りを免れないという感がするわけでございまして、この点について私は原価主義の基礎、この二点について御回答をいただきたいわけでございます。

三番目に、料金の問題でございます。前の六月議会において給食パンリジンの問題がいろいろ論議されたわけでございますけれども、そのときに市長さんは、答弁の中におきまして学界の説を尊重しながら行政に反映させていかなければならない。一部の学界の意見を採用していくわけにはいかない。行政というものは常にそうしたところの一般的な原則、一般的な定説の上に立たなければならぬのだということを強調されたわけでございます。この点については私はある程度敬意を示すところでございます。そこで、今回の料金値上げ案の中におきまして、基本料金一カ

月について一律二百四十円というものが計上されておるわけでございます。私はこの二、三日いろんな自治体に、遠くは神奈川県さらには茨城県に至るまで問い合わせをいたしました。県の水道局にも出向きましていろいろ調査しましたけれども、水を全然使わないところに対しての基本料金二百四十円、こういうものはほとんどありませんでした。これを採用すれば館山が一番最初というわけにはいかないかもしれませんが、ほかにも一つぐらいあるかもわかりませんけれども、今の地方自治体の中においては前例をみないという異例のものでございます。

ほとんどのものが御承知のように八トンまでは三百七十円とか十トンまでは五百六十円とか、そういうふうに料金の方法きまっております。基本料金というのは必ず何トンまで使った場合に、使っても使わなくてもこの五百六十円を払うんだとか、今の中央水道のように十トンまでは三百七十円と、全然使わなくても三百七十円だ。これが今日の地方自治体におきますところの水道料金の基本料金でございます。

そうして、いろんな経営学的、学問的に申ししましても、基本料金二百四十円を取って、その上に一般用家庭については一立方メートルから八立方メートルを四十円という形の中をもってその上にプラスしてやっていくという一つの定説、方法これはございません。これはどうしても納得できないというんですか、理解できないわけでございます。ある町村では、ずいぶん強引なやり方をするところもあるな。こういうところもありました。このことは、いいかわるいかは別といたしまして一つの常識です。この常識をやぶることが住民の利益、そうして住民の負担軽減になるこ

とならば、私はあえてそのことを歓迎するものでございますけれども、逆にこうしたところの一般的な原則を破るところの基本料金というものが、住民の負担を重くしているということにつきましては、私はこの採用については半沢市長の前回におきますところの所信と、さらに地方自治体のあり方というものが一つの原則と、法律の中で手堅くいくんだという中においては、あまりに便宜主義に走るんではないかという感じがいたしますが、こうした方法はこういう形の中において採用を検討し、そうして、そうした学問的、経営学的な裏づけがなされたのか。この点についてお伺いをしたいわけでございます。

二番目には、先ほど来もちょっと質問がございましたけれども、官公署並びに学校の料金が割り安になっているということでございます。六月の改正案の中におきましても同じであつたわけでございます。一般用家庭の水道料金も学校並びに官公署も同じであつたわけです。今回の改定案に限ってこれが安くなっております。

また、独立会計をモットーとするところの方針を打ち立てようという中において、官公署の特に市役所ですよ。市の教育委員会なり、市のいろいろ公共施設で使うところの相当の量があるんです。それを安くして、その分を一般住民に負担させるということについては、一般住民の立場に立つと納得がいかない。当然でございます。一般住民が経営しておいて、一般住民の責任において赤字が出たんではございません。今回の赤字というのは政治姿勢並びに経営の欠陥によって出てきたとしかみられない状況において、その面については少なくともむしろ逆に市役所乃至官公庁、

自分の所管するところにおいて住民よりもよけい負担しますよ。だから、住民の方もお願ひしますという、こういう姿勢がとれなかつたのかどうか。こういう点については突如として今回に限つて基本料金の問題と同じでございます。いろんな形でもって官公署の割り安というのが出てきました。

特に、私は官公署の割り安については、いろいろのところにもそういう例がございます。例があるからわるいこととは思いません。しかし、その官公署の料金が割引になつておるところについては全部、私が調べたところについては一般会計からの相当額の収支会計の繰り入れがあるという説明の中において割り安になつておるといふことが伺われるわけでございます。館山のように四十九年度から独立採算制に移管するんだ。しかし、一般会計からの収支会計への繰り入れはしないんだというところにおいて、このように官公署並びに学校の料金を割り安にするというところは例がほとんどありません。あつたら教えていたきたい。私も十分じゃございません。幾つかでございますからなかつた。それらについてはやはり、そういうようなことは不自然であるなという話がかわされておつたわけでございます。この点については料金の算定についてかなり無理があるやに見受けられるわけでございます。この点についての改定について、どのようにお考えになつておるのか。お伺ひしたいわけでございます。

さらに、料金の問題でございますけれども、この料金改定案の中におきますところの一番大きいのが二十一立方メートルから四十立方メートルまでのところが一般用の家庭が百五円というところで大幅な値上りをしてるわけでございます。これはやはり、

受益者負担の立場に立って見た場合に、非常に問題があるように伺われるわけでございます。

と申しますのは、課長の説明等によりますと、全然使わなところは安くなる。少く使用ところは安くなる。こういっております。多く使用ところは公平の原則の土から料金は割り高にしていくのは当然だ。こういう御説明でございます。

ところが、この二十一立方メートルから六十立方メートルに至るところの百五円、百十五円のランクに相当するところの加入者というのは全体の約半数以上でございます。その水の量は全体の六〇％を超えるところの水の消費量をもつておる最大のお得意でございます。この最大のお得意の場所がどういふ人たちであるかということについて御検討されたかどうかということでございます。

大体、館山には一万人の労働者がいます。汗水たらして一生懸命働いてる労働者というのは、夕方になると汗びっしょりで、油だらけになつてふるに入らなければその晩を越すことができなという状態でございます。漁民も同じです。農民も同じです。

必ずふるに入らなければいけないんです。どっちかという、サラリーマン的な仕事、こういう人たちは一日ぐらいふるに入らなくても済みますけれども、本當に働いてる鉄工労働者とか、現場の労働者というのはふるに入らなければいけない。毎日ふるに入るとなりますと、一月にしまして十四、五トンかかるわけでございます。ふるというのは〇・四、五トンかかるということでございます。ふるから、三十倍すればいいわけでございますので、どうしても十四、五トンはこつた労働者にとっては必要なわけですね。と同時に、労働者は汗水たらすからきたものを、服を着て

おります。下着も毎日洗たくしなければどうしても二日着るとい
うわけにいきません。洗たく量も多くなります。

さらには、家庭の小学生を持つ親は、子供がどろんこになりま
すので毎日洗たくしなければならぬ。そうして育児に一番金の
かかるそういう働く人たちは水を一番多く使う。平均的に二十か
ら二十五トンあるだろうといわれております。この人たちには生
活必需品なんです。水道も使わずに井戸でも掘りたいという気持
があっても、大体こうしたところの労働者が家を建てるほど金は
ございません。家を月賦で建てたところで、井戸を掘るだ
けのスペースを持った土地を買うこともできないというのが実情
でございます。

こうしたところの一番建設的な、一番労働的というんですか、
行動的な分野であるところの二十立方メートルから六十立方メー
トルまで使うところの一番厚い層のこの人たちの料金というもの
を本当に保護し、安くしてやるということが、本当の福祉である
うかと思われるわけでございます。

水を一月一トンも使わないという家については、むしろ疑問を持ち
たいぐらいでございます。ふろにも入らないでしょう。洗たくも
しないでしょ。そういうことで済む家庭はいいでしょう。金持
ちはどっかに旅行して行って温泉やなんかでふろに入ることもあ
るでしょう。ワイシャツや洋服については金を出せば、クリーニ
ング屋に出せば自分の家で洗たくせずに済みます。労働者や一般
家庭というものは、毎日クリーニング屋にワイシャツを出したり
洋服を出すほど金はいりません。

そういう人を保護しなければならぬという類が、このように

二・何倍という大きな額については、料金のこういう算定につい
てかなり無理があるのではないかというふうに思われますけれど
も、こうしたところの勤労者福祉、さらには一番行動的な、一番
育児に生活がたいへんな層に対する配慮というものは、この料金
改正の中でもってなされたのかどうか。この点について非常に疑
わしいので、この点についての御説明をいたしたい。

さらに、四番目といいたしまして、公正の原則ということをも市長
は再三いわれておるわけでございます。今日、館山市民の多くの
人たちが水の料金値上げについて異常なまでに反発をしており
ます。不満を持っております。それは先ほど一八番議員がおっし
ゃっておりましたように、水が出ないということに基因している
んじゃないか。

そこでもって、やはり水の料金というのは原価主義というの
ありますけれども、一つは水を供給する。供給することによって
その対価として料金を支払うという民法的契約の上に立って、公
共料金といえども成立しているわけでございます。この権利義務
の問題が不十分の中においては契約の不履行という面が出てくる
わけでございます。房州水道時代におきましては、夏水が出ない
となると、水が出なかったということになりますと、大体一月
ぐらいためてくれたぐらいです。市ではそれはできないと思いま
す。できないと思うかもわかりませんが、料金を一挙に倍
増する中において、今日民法上の権利義務、契約の履行これは世
界的な原則でございます。権利義務の契約、この一方の権利が果
せない中において大幅な料金ということについては、私は公正さ
を欠くのではないかと。たとえ、市が公共企業体であろうと、行政

の権力を持つておるといっても住民の意思を尊重しないで、この議会を通せば料金は自動的にきまるといふことがあつたとしてもやはり多くの住民との契約の原則の上に立つてこれらに対処していかなければならないといふふうに思うわけでございます。

そうした面については、やはり今回倍以上に上るといふことについては、市民の多くの方たちに対するところのこうした不変の権利義務、契約自由の原則に対して大きな背反行為になるんではないかという点が危惧される点でございます。この点については市長は公平の原則というのをいわれておりますけれども、この点についてお考えになっておるかどうか。

もう一つ、公平の原則については、私は今回の水道料金の出発についてはいろいろ雑音が入ってくるわけでございます。先般、三芳水道企業におきまして、館山でもって一番高い水道料金の値上げをするにあたりまして、六十円を七十円に上げたわけでございますけれども、高いところの水道を上げるといふことについてはおかしいんじゃないかというような意見がだいぶ出されておつた中において、三芳水道も上げるけれども、館山の水道もこれに見合せて上げていかなければならない。そのように努力しますというところをおっしゃられたということも耳に入ってきております。どうも、原価主義、独立採算というのをたてまえにしていながら、今回の出発の根拠は、三芳水道に対するところの料金より館山市内の料金の方が安い。同じ館山市に住む住民として、これは一本にしていかなければ不公平である。こういう原則の上に立つての改定がかなり伺われるわけでございます。これは水道特集の広報館山の中にもそのようなことが少し書いてございます。

これは市におきますところの一つの基本姿勢として、三芳水道企業でもっていった、いわないは別としまして、そうしたことが広報を通じて明らかになっておるわけでございますけれども、となると、三芳水道については三千万ながしの繰り入れ金をしておる。館山の直営の水道については一銭の繰り入れもしない。これは不公平じゃないか。三芳と館山と、館山のほうが人口も多い。水の量も多い。それに見合うところの公平の原則を貫くならば、やはり繰り入れ金をすべきではないかと思ひが、なぜ繰り入れしないか。料金が同じになることはけっこうでございます。同じになるということ、三芳水道と同じように水が出るという原則に立たなければ、これは先ほど来いいましたように、契約自由の原則に反するわけでございますから、この点については決して平等じゃない。むしろ、料金を平等にすることによって、その主たる内容の水の給水という面については大きな不平等を館山、北条地区を中心とするところの簡易水道並びに上水道に対して課せるといふことになるから、大きなこの料金値上げについて不平等というものが出てくるんじゃないかというふうに思われるわけでございますけれども、この点についての平等性についてはどのようにお考えになっておるか。明解なる御答弁をいただきたいわけでございます。

以上、四点について御質問を申し上げる次第でございます。

○市長（半沢良一君） お答えいたします。

廉価で豊富な水を供給したいということを申し上げましたけれども、今でもその考え方が変わりございません。これは単に本年度ということではなくて、長期的な見通しの上に立つて廉価で豊富

な水を供給したい。そのためには、作名ダムの完成を早急にやりたい。そういう意味でございます。

従来は、黒字であつたのに四十九年度は赤字だと、そういうことでございますけれども、従来は御指摘のとおり一般財源からの繰り入れがございましたけれども、四十九年度につきましては資本的収支には支出をいたしましたけれども、經常収支のほうには支出いたしませんわけですが、これはご存じのように昨年度、四十九年度は三億五百八十万の赤字決算でございました。一般会計におきまして赤字決算でございました。繰り上げ充用をお願いいたしましたような次第でございまして、財政的に一般財源から水道会計に繰り出す余裕がなかったからでございます。そのために赤字になつたわけでございます。

第二点目の質問に対しましては、細かい数字の点でございますので、課長のほうから答弁をいたさせます。

今度の料金改定につきまして、基本料金をとるといふ問題でございますけれども、お説のとおり、一般の水道におきましては、たとえば、八トンまでとか、十トンまでとかそこまでは一律にやらというふうになっておりました、その間は使つても、使わなくても基本料金を納める。そういう計算になつてゐるわけでございますが、これは経営学的にこれが定説であるかどうかは、学問的に定説であるかどうかは私には知りませんが、慣行的に行なわれてゐるところが多いわけでございますが、今回の改定のような方法をとつた場合のほうが一般住民の負担を軽くすることができるといふふうに考えております。八トンまで従来の方でいきますと、一トンの方も、八トンの方も全部このままの計算でいき

ますと五百六十円になるわけでございますが、一トンの方には基本料金プラス四十円ということと確かに安くなるわけでございます。低使用者の方にとってそのほうが負担が軽くなることでございますので、住民のためには喜ばしいことではないか。このほうが合理的ではないかというふうに考えて、私は今回こういう料金改定をお願いしたわけでございます。

基本的には、行政というのは安定しなければなりませんから、安定性を保たなければなりませんから、学界の定説に従うという私の基本的考え方にはかわりはないと思つて、基本料金につきましては必ずしもそれは定説ではないといふふうに思つて、いろいろ調べてみましても、基本料金という名前を館山の場合使いましたけれども、装置料とか、準備料とかそういう形で取つてゐるところもあるようでございます。

その次の学校、諸官庁の料金の問題でございますけれども、この点につきましては、私は館山市民の、あるいは水道利用者の負担をなるべく平等に、水負担をなるべく平等にいたしたい。こういう考え方で三芳水道をおもに基準として採用いたしましたわけでございますが、多少低使用者に対してはただいま申し上げましたような方法で安くなりました。反面、よけい使う方に幾らか高くしてゐる。そういう面もございまして、お説のとおり九トンから二十トンというところを大体標準に取りまして、三芳水道も九十円でございますので九十円にいたしました。二十トンから四十トンまでは三芳水道は百円にいたしました。これは百五十円にいたしました。その反面、八トン以下の場合、三芳水道は使つても使わなくても五百六十円でございますけれども、そ

の間によって従量制によって負担を軽減いたして、基本的には三芳水道の線を基準として決定をいたした議案として御審議をお願いいたしておるわけでございます。

これが、六月の水道審議会あるいは文教民生委員会のおきには出さなかつたではないかということでございますが、これはたしか、おはかりをいたしたはずでございます。その際たしか、学校、官公署用は三芳と同じような考え方でお願いをいたしたわけでございます。官公署、学校用、公衆浴場用と、たしか臨時用というものまで御審議をいただいたはずでございます。これについては辻田議員の記憶違いではないかというふうに考えております。

それから、赤字の原因について、これは政治姿勢の問題だというお話してございましたけれども、私もそう考えておりますので、これはやはり提案理由のときに申し上げましたように、その後の人件費の増大とか、諸物価の高騰、企業債利子の増高、さらに三芳水道企業団からの受水単価の値上げ等、ご存じのように今六十円で買っているわけでございます。従来三十七円でございましたものを六十円で買っているわけでございますので、そういう値上げの関係でございます。決して市の水道経営の姿勢の問題ではないというふうに考えております。

公正の原則の問題で、水は供給しないのに一般財源から繰り入れもしないで、そうして料金を上げることには不正ではないかというところでございますけれども、五十年には、三芳水道に対しては三千九百九十万の分担金を納めておりますが、市の水道に対しては四千四百九万八千円を出しております。これはおもに資本勘定のほうに支出をいたしているわけでございます。そうい

うわけで、市の水道に一般会計から全然繰り出しをしていないわけではございません。それにもかかわらず、やはり諸物価の高騰あるいは受水単価の増大といったようなことが原因で赤字が見込まれるわけでございますので、改定をお願いしている次第でございます。

水が出ないのに上げるのは、公正の原則に反するというお話がございましたが、確かに水の出ない時期があることは事実でございますけれども、大多数の時期に、大多数の方々には供給をいたしているわけでございます。夏場のような特殊の場合には供給ができない場合がございます。たいへん申しわけないわけでございますが、そのために一つは、基本料金八ドンまで三芳水道のように五百六十円出ても、出なくてもということではなく、使っただけを支払う。しかも四十円でいただく。こういうために、この原案を作成いたしましたわけでございます。出ない方は、使いたく思っても使えない方には、やはり使っただけの料金をいただく。そういう基本的な考え方でございます。以上、答弁を終わります。

水道課長(大嶋重義君) 私のはうから二点ばかりお答え申し上げます。

最初の原価計算の上で、配付いたしましたこの資料の中で収入とか支出に掲げてある金額と、予算書の計上の金額と合わない。こうした関係はどうかという御趣旨の御質問でございますが、この関係につきましては資料の三に、二にもございますけれども、現行というこの金額は予算書の数字ではございません。

と申しますのは、これは今回の料金をはじく大事なもとになる有収水量、これは二百三十八万六千二百二十四トンでございます。

これで今の、現在の料金によってほしいたらどうなるかというところで収入を見直したものがこの金額でございます。ですから、ここに現行で一億八十九万一千円というものは、給水収益九千五百三十九万一千円に、受託工事とか、その他の営業収入をひくくると、まましたものがこの金額でございます。そうした関係でこれが予算書とは一致してないということでございます。

これにつきましてはやはり、これと現行料金を比較する場合に、当然年度末における現在の料金でいったらどうなるか。こういうようなことで比較していかなければ、この差が非常に大きくなるわけでございます。そうしたことでこれを計算しなおしたわけでございます。したがって、当然これは予算書と合わないわけでございます。予算数字ではございませんので、その点ひとつ御了承いただきたいと思えます。ですから、この関係で決して水増しをしたとか、そういうことは絶対ございませんので、ひとつ御了承いただきたいと思えます。

それから、第二点でございますが、やはりこれは予算の計算のもとになった有収水量との関係でございますが、前回にも辻田議員さんから御指摘を受けたわけでございますが、予算書には確かに二百六十五万四千トンということで、この当初予算を編成した時点では、また房州水道も市のほうに移管されておりません。当時得られた資料だけで一応年度のものを推計で出したわけでございます。これが、この予算書にある二百六十五万四千トンでございますが、これらにつきまして、私どもは料金推定の上で一番大事なことは、そのもとになる有収水量をどうつかむか。このつかみ方が左右されてくるわけでございますので、これにつきまして

先般の六月に一応の案を出しましたあの時点におきましては、これは四月、五月の検討を終りましたそれだけの実績をもとにしてそれにもろに一カ月平均を出して、十二カ月を出したということでございます。しかし、料金算出には非常に水量の関係が大事でございますので、私どもは水道料金については慎重に慎重を期してやっていきたいということから、なおすぐ六、七月に次の検針を控えておりますし、その検針もひとつ実態をつかんでみたい。中央水道の場合も四月に移管したばかりで、私どもも一年なり経過を経ておればいろんな関係がわかったわけでございますが、そうしたことで、さらに数字を確実なものに持っていきたい。

それから、不良メーターとか、定額制のものも当時は水量の計算に入れてなかった。しかし、これもひとつ確実な水量をつかんで補正していきたいということでございます。これにつきましても、私ども当然これは不良メーター等については修理すべきものでありますので、非常に苦しい中でございましたけれども、私ども自力で維持管理もこれだけやって正しい水量をつかもうではないかということを出したわけでございます。

そうしたもので、今度出したものが二十八万六千二百二十四トンがこれによってふえたわけでございます。六月試算におきまして、有収水量は二十万トンにおさえたわけでございますが、そうした確実なさらに数字をつかんだ結果、このように私どもは、本年度の一応見込みでございますけれども、二百三十八万六千二百二十四万メートルというものを、この計算の上での水量として確定されたものでございます。こうしたことで、この水量が動いたわけでございます。そうしたいきさつでございます。

さらに、この予算の面からいきますと、二百六十五万四千トンここにもっておりませんが、辻田議員さんのおっしゃる通りに、これからいけば一日平均で七千二百七十一立方メートルの水だということになります。十分足りているような一応の計算になりますけれども、今申し上げましたような理由で、この数字はさっき申し上げました水量によりまして、これは一日六千五百三十七立方メートルに置きかえられる数字でございます。

ですから、こうしたことで、この関係から当然また料金等の予算に盛った予算額も動いてくるわけでございますが、これにつきましては、次の議会等におきましてこれらの水量によっての補正をいたしたい。このように考えております。

水の関係でございますが、この水量からいきますというのと、二百三十八万六千トンこれは単純計算でございますけれども、やっていきますというのと、計算を行ないますというのと、これの給水人口の三万一千七百十五人これで割ってみますと、ざっとこの予算の面におきましては、一世帯が一日八百リットルということになります。一人が二百リットルという計算になるわけでございますが、実は、水道の場合は平均水量とかこうしたものは、料金とか予算を立てる場合に必要なことでありまして、この計算の上で足りているからもう水不足はないわけだということは、水道の場合はいかないわけでございます。一番、水道でそうした関係の大事なことは、平均水量と、一日最大給水量との差が大きければ大きいほどいいわけです。ですから、普通のお金を貯金するよりなわけにはいかないわけです。ですから、一年の日のある日ある一時点において人口がふえて、給水量がその日だけでも、一時

期でも八千立方メートル使うという現象がおきますというのと、一日最大量が仮りに七千トンといいますが、一千トンについてのものがこれが足りなくなると、ときには給水制限をしたり、断水が起ころ。こういう結果になります。平均すれば、使わない時期におきますと、一日五千立方メートルあるいは六千立方メートルでありますから、一日最大との開きがございます。使うところでは相当の余裕があるわけでございますけれども、余裕のあるものが貯水できるかというのと、水道の場合にはできないわけでございます。水の場合には、一日平均給水量と一日最大給水量との関係において微妙でむずかしいということでございます。

もう一つは、一日二百リットルとかはじきまされけれども、これは定住人口ではじくからこういう数字でございます。夏のように三倍、四倍入ってくる人口、延べ十何万人というそういう人口の給水量をはじかないで、結果的にこの人口ではじきまされるので、よそから入ってくる人たちの水量が定住している人たちに計算の上では付加されて計算されていると、こういう結果になるわけでございます。

長くなりましたけれども、私どもはそういうった計算方法で出しておるわけでございます。

〇一五番（辻田 実君） まず第一の、姿勢の点については、これはいろいろと見解の相違がありますので深くは再質問しませんけれども、今出ました原価主義の第二点目の問題でございますけれども、やはりこの問題が今回の水道料金の値上げをする姿勢として、値上げをする姿勢というとおおげさになるかもわかりませんが、値上げをする方法としてあまり適切じゃないような感

じが受けられるんですよ。

と申しますのは、少なくとも五十年度予算に年間総給水量として二百六十五万トン提案してあるんですよ。これを市会議員三十名に間違いないから議決してくださいといわれて、館山の市会議員は間違いないと思いますので、ひとつよろしくお願いしますと議決したんですよ。議決して四カ月たらないうちにですよ。これが二百三十八万トンだということでもって、そこでもってざっと三十万トン近くのが減っちゃってくる。減らさざるを得ませんと、ただいまの質問についてはこうなりますので、補正予算を組んで訂正しなければならぬと思いますよ。議会の權威の問題ですよ。今後、こういう形で議會を運営されるとなると、われわれが慎重審議して議決して、そうしてその議決したことが半年もたないうちにかわるというようなことを繰り返すということが行なわれて、どうして民生の安定ができませんようか。もう少し議会の權威を尊重してもらいたいと思います。

本来ならば、この種の問題ならば、これだけの違いが出るわけです。ここに書いてあるのは年間総給水量で最大給水量ではないんですよ。これだけ充れるだろうという平均的數字ということなんです。これが最大だということなんです。そうじゃないんですよ。最大になってくると、最大能力によってそれを平均的に逆算していけばもっと多く出るといふことですよ。でも、料金として徴収できる、また供給できる水としては二百六十五万トンは取れるだろうという。おおむねこれらの予算については地方自治法等も私が申し上げるまでもございませんけれども、大収入額の八〇%乃至八五%ぐらいを見込んで収入を取るといふこ

とが出ているじゃありませんか。市民税についても一〇〇%というものを最大これだけ取れるということに賦課してあります。ほとんどが九〇%なり、九〇%という、そこに一〇%なり、一五%の余裕をもってやってくるじゃありませんか。ほとんどがいたが、収入見込み、予算よりも決算額においては特殊な事情のない限りにおいては上回る。一〇%乃至一五%上回るというのが普通の予算の提案のしかたであるというふうな解釈されるのであって、今のよう四カ月たらないうちにもう二百三十八万トンだということに數字が出てくる。議会の承認も得ておられない。私は、やはり政治姿勢といたしまして、まず議會に対しまして、私たち三十人の議員がいるわけですよ。一生懸命やってくるわけですよ。補正予算を六月乃至今回の臨時議會に提案して、確かに当初予算と比べると、もういろいろの点でもって五千万の狂いが出てくると、差し引き赤字の狂いが出てくると、えらいことになりましてたという形の補正予算の審議をして、その補正予算がやはりいたし方がないということに議決されたのちに、これだけの赤字が明白になったので、料金値上げをお願いしたいという提案の形が常識じゃありませんか。どうしてその点に取れなかったのか。こうしたところの資料、補正予算も組まなければ、これに対する説明は全然ない。質問されれば、あくまでも推計という形にいく。そういう中において、二倍からの値上げをされるといふことについては受益者であるところの市民、契約の原則というのは充るほうも、買うほうも平等の立場でございます。買うほうの立場に今われわれ議員はなっているわけでございますから、その代弁を

して私は質問しているわけでございますから、その立場に立てばこのような本当に基礎のない、補正予算も組まない中をもって、それを基礎にして赤字が出るから二倍の料金を上げてくださいといわれたのでは、たいへんな迷惑でございます。こういう慣行がいいか、わるいかということは、市長においても十分反省していただきたい。そういう面についてはどう考えておったのか。

今、収入の面については、一千万円の増額について約二十七、八万トンの誤差についての問題がありましたけれども、それでは支出の面について四千百三十三万二千円という膨大な金でございます。これももうすでに当初予算よりこれだけふえるという根拠はどこにあるのか。補正予算組むまで議決を延ばすというなら私は答弁いたしませんけれども、本議会で議決しようという段階になれば、ここに四千百三十三万二千円というものの内容を明らかにしていただけないでしょうか。

当初予算は一億八千万でございます。それが二億二千万というのはどうして、この明細をもう少し明確にしたらわなければ原価主義は出ません。原価主義を主張させているんですから、少なくとも原価主義にのっていただきたい。四千万、五千万はえらい試算でございます。

この中において、一般家庭の二十一立方メートルから四十立方メートルまで百五十円の値上げについて、さらに四十一立方メートルから六十立方メートル百五十円の値上げについて、これらについては大体四十円から五十円値下げしても、この五千万というものを差し引けば市が提案したところの採算に合うわけでございますから、重大な問題になるわけでございます。それを、議会の了承

なく、こういう基礎を出されるということについては非常に心外であるわけでございますので、この支出内容について明確にしてもらいたい。

と同時に、市長においては、どうして補正予算を組むべきものを、三月に議決したものが今補正予算の説明、そうした重大な決意が具体的に披瀝されないままに、それを基礎としてこのような大幅な値上げ案を提案しなければならぬのか。そこらへんについて、ひとつ十分な答弁をいただきたいというふうに思うわけであります。

それから二番目に、料金の問題について、さっきの三点目でございますけれども、料金の問題について、市長が官公署並びに学校の問題について勘違いしているのではないかといいことでございますけれども、質問の要点が十分理解されておらなかったようにございますので、もう一回いいますけれども、六月の改正案の中においては官公署並びに学校用という料金はありました。それは一般家庭と全く同額で提案されたということですが、それから房州水道時代も一般家庭と官公署は全く同額であったということですが、それが今回の提案になったところが、一般家庭より安くしたということです。六月の改正案は一般家庭と同じです。どうして官公署だけで保護したんですか。その点を聞きたいということですが、ですから、その点の説明がないということですが、六月にはなかったんですよ。六月には同じだったんです官公署と一般家庭の料金体系というのは、それが今回になったら保護されたということがありますから、この点については答弁漏れでございますので、もう一度答弁をいただきたい。

それから、先ほどから意見の食い違いとして大きく出ておりますのは、低使用者保護の原則というのを非常に終始されているわけでございます。低使用者保護の原則というのを、私は低使用者保護じゃなくて、低所得者保護の面をどのように考えておるかというのをいってらるわけでございます。

先ほど質問しましたけれども、低使用者というのはむしろ金持ちのほうに、高所得者のほうが低使用者になるんじゃないか。井戸のあるような家に住んでおる。さらにはクリーニングとか、洗たくとか、ふろでも自分の家のふろに暮らなくても済みますような生活をしている人より、汗水たらしてその日暮らしの生活をしている人のほうが一定の使用はするのではないか。

したがって、この数字は、私がいうのは低所得者、月給の安い人です。肉体労働者こういう人たちの保護をどう考えているかということですが、

私は、この水道料金の値上げ問題をからんで一番大きく問題になる問題は、低使用者じゃなくて、低所得者をどうするかということばの違ひ一字でございますけれども、ここが重要なポイントであろうかと思っておるわけでございますけれども、私はその面が、市長のほうについては低使用者を保護だといっています、私は低所得者の保護をどのように考えておったかということについて、考えていなかったのではないか。いけば、もうちょっと違うような改定案が出たのではないかと思われけれども、その点考えておったか。考えておれば、どのように判断されてこの料金改定に反映されたのか。具体的に説明していただきたいということであるわけでございます。

それから、四番目のところでございますけれども、先ほどいふ民法上の問題云々ということをお願いしておりましたけれども普通契約の原則に立てば、一日でも、二日でも水道法第五条並びに十五条に明記されておりますように、これは法律の義務違反でございます。義務違反をした場合には、一般的契約自由の原則に立てば、一日たりともそのことによって不自由な目に合った。

ふろに入れないで一晩じゅう寝られなかった。そして、ふろに入れなかったために赤ん坊が湿しんを起こした。こういう問題が起きた場合には損害賠償の請求ということ、こういうことは一般的な民事的な法社会においては不変的な原則でございます。この点を追及するわけじゃございませんけれども、しかしながら、水道料金値上げするについて水が出ない。こういう不完全さを持った面についてはやはり学校や官公署の料金を下げて、そうして一般の契約に対してそういうものは逆に転嫁、独立採算ですから転嫁してしまふわけです。そういうような形態というのはやはりおかしんじゃないかと、その面を考慮していかないと、この料金改定案の改定分類に矛盾が出てきちゃうわけでございますけれども、そういう点については何ら考慮をされておらない。

水道料金というのは独立採算、公平の原則、原価主義において市が提案すれば、議会で承認されてくれば、一般市民はだまって聞いてくれ。こういう態度になりかねないわけでございます。

私は、それでもってようございますけれども、それに正確なそうして安定のある、どこに出しても裏からも、表からもたたくれてもほこりの出ないような形の中の完璧な一つの法則性に基づいて提案されてこないで、四月に通った予算がもうカラだ。こっ

ちがカラだというならいざ知らず、それは執行部のほうが大幅に違っておりませう。五千万食い違いますという答弁する中において二倍以上の値上げを断行することは問題じゃないかというふうに思うわけでございますけれども、そういうことについてはどのようにならぬかと考へられてこの料金改定議案を出されたのか。最後の点について再質問したいわけでございます。

以上の点についても一度御答弁をいただきたいわけでございます。

○議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩いたします。

午後四時二十五分 休憩

午後四時五十八分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

定刻もわずかでございますので、会議時間を延長いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よつて、会議時間は延長されました。

御答弁願ひます。

○市長（半沢良一君） 御答弁申し上げます。

第一点は、水道の供給水量からんでの補正の問題でございますけれども、その数字につきましては水道課長のほうから御答弁申し上げますけれども、補正につきましては今回値上げをおきめ

いただきました段階で当然補正いたさなければならぬので、補正いたしたいと考へております。

それから、低所得者と低使用者とは違うんだ。低所得者のことを考へたかという御質問でございますけれども、確にお説のとおりでございますけれども、私も考へましたことは、低使用者即低所得者ではございませんけれども、母子家庭とか、あるいは生活保護を受けている家庭とか、そういう方々は低使用者になるんだらうというそんな考へ方から、低使用者即低所得者ではございませんけれども、八トン以下の段階で従量制をとることによつて考へたわけでございます。

低所得者という観念は、どの程度の所得をもつて低所得者というか……

九トン以上二十トンまで、あるいは二十トン以上四十トンまでという分類につきましては、先ほど来御説明申し上げましたとおり、館山市民の水に対する負担の均衡をはかりたいという考へから、三芳水道を一つの基準といたしまして、三芳水道と同じように九立方メートルから二十立方メートルまでを九十円といたしたわけでございます。二十一立方メートルから四十立方メートルにつきましては節水型の料金という考へ方で、三芳水道よりも五円高い額ということでございます。全然低所得者のことを考へなかつたということではございません。十分考へたつもりでございます。

第三点、十分供給しないのに料金を取るの契約違反だということでございますが、水不足並びにその原因、あるいは水道会計の健全化を必要とする理由等につきましては、やはり一般市民の

コンセンサスを得たいと思ひまして、特に広報の水道特集を出しまして御理解を願っているわけでございまして、その市民の代表である皆さま方に御審議をいただくことによつて、市民の同意を得られるものだというふうに考えているわけでございまして、市会が通りさえすれば、市民の考え方はどっちでもいいのじゃないかという考え方をしているわけではございません。それなりの努力を、市民のコンセンサスを得られる努力をいたしたわけでございまして。

水が出ないのに料金を取るのは契約違反だという考え方でございまずけれども、確かに、十分供給できなかった点についてはことに遺憾ではございませんけれども、一般水道料金のように八トン乃至十トンまでは供給しても、しなくても基本料金として取るという考え方はなくて、供給できなかった場合には供給した数字に應じ、水量に應じた料金をいただく。そういう考え方を取り入れて改正案をお願いしたわけでございます。契約違反だということは必ずしもあたらないではないかというふうに考えております。

水道課長(大嶋重義君) 私の方から、予算書の支出の金額とこの資料の二乃至三に掲げました支出の金額とが四千百三十三万二千円の相違があると、その相違はどこから出てきたのかというところのような御質問でございますので、内容について御説明いたします。

これはまず、維持管理に二千八百九十三万でございまして。これは当初予算には一応受水費と修繕費が計上してございますけれども、この受水費につきましては、三芳水道企業団から買う水を予

算措置といたしまして九百四十八万円計上してあったわけでございますが、実際運営しましての状況では、当初の予算よりも相当のやはり水量があるということと、五月から三芳水道がこれを一立方メートルについて六十円に値上げするという事に相なりまして、この関係から月三万立方メートルをほぼ使いますので、これが六十円でございまして、月にしますと百六十万、十一月分で千九百八十万になるわけでございまして、それですから予算計上したものを二千九十一万から差し引きますと、千四百三十三万が受水費としての追加分でございまして。

もう一つ、修繕費これは前から御説明しますように、房州水道から引き取りましたメーターにおきましての不良メーター等の取りかえやらが主でございまして、この修理費、その他で千七百五十万でございまして。

この関係のものが二千八百九十三万円でございまして。

あと、予算に計上以外には企業債の利子でございまして、これは前借り分と一時借入金金の利子におきまして、これが合わせて九百一十二千円

あと、三百三十九万円でございまして、これは房州水道から材料とか、パイプ類とかいろいろたくさんあるわけですが、工具類こういったものがございまして。そういう材料費等におきまして三百三十九万円、合わせましてこれが四千百三十三万二千円。このようなふえた内訳でございまして。

官公庁の関係でございまして、六月のときの試算でございまして、これは基本料金が二十トンまでを千二百円でございまして。それから二十一トン以上は一トンについて九十円と。こういう当時

の試算でございます。この二十トトン以上のものは今回でもかわっておりません。私のほうは従量制を採用し、基本水量切きの基本料は行ないませんので、一立方メートルから二十立方メートルまでのものが一トトンについて四十円とこのようにいたしましたわけでございます。

それで、房州水道当時のものと、当時是一般も同じということでございますけれども、これは実際は違うわけでございます。よくみていただければわかりますように、房州水道の中では現行では一般用は十トンについて三百七十円でございます。官公庁用は二十トンについて七百四十円でございますから、この七百四十円をみると三百七十円の二倍だから同じように考えられますけれども、一般用の場合は十トンを越えますと超過料金になります。官公庁の場合は二十立方メートルを越えないという超過料金に計算されないということで、この計算からいきますと、少なく使う場合が高く、多く使う場合に安い。こういう料金の立て方になっておるわけでございます。そうしたところが違うわけでございます。

六月の場合におきまして、さき申し上げましたように二十トトンから上についてはかわっておりませんし、この関係につきましては三芳水道とも同じでございます。あと一トトンから二十トンまでのものが一立方メートルについて四十円ということでございますので、この点については、当時の基本料金ということで大きくかぶせてありますので、この関係だけで対象しますというところも低くなってあります。

といいますのは、こうした特に学校用も、市内にも相当学校が

あります。そうした関係もありますし、するので、これを一般あるいは営業等に比較して一段低くしていくことでございます。〇一五番(辻田 実君) 最初に、今の点からいいますというところの点が基本的なことでは食い違っておるわけなんですけれども、

提案の理念というんですか、そういうものからいいますと、独立採算ということが基本原則になっておる。それも原価主義、独立採算と、そして公平という三原則を基礎にして設定したというところであるから、この中においてむしろ買う者と売る者という立場とを明確にしていく中において、このような大幅な値上げをする場合において、私はむしろ本来であるならば、売る側の市役所の財政に確かに影響するかも知れないけれども、今課長がおっしゃられたように学校とか、そういうところを高くしたならば、市の出費が高くなることはあたりまえです。そのことは逆に市民にすれば料金が上るので、負担がふえるといういい分が出てくるんです。

これは、先ほど来申し上げるように、売る人と買う人、契約自由の原則の中において買かなければならないという法的精神に基づいているんじゃないですか。むしろこの面については市役所も節水については努力をいたします。したがって、市民も同じようにやっってくださいという面を買かないで、どうして市民に対してこの困難な事情が克服できるのかということをおっしゃるわけでございます。

この現行、さらには六月の改正案、今回の改正案について若干の違いが出てきておる。その違いは今回のほうがむしろ保護の幅が深まっておる。高まっておる。こういうことでは、私は非常に

いろいろ論議しても、自分のところのほうは金が出るのがいやだから少しでも安くしよう。これは一円、十円の問題がこういうときの感情というものは大きな破綻をきたすわけでございます。

大きな堤防がくずれるのは、決して大きな爆弾でやらなくても小さなネズミの穴でも欠壞するわけでございます。そういうことわざもございませう。したがって、今非常に市民もビリビリしておる。そういう中において、今の課長の答弁のような形でもって、市は出費も多いから学校やなんか、そういうものについて市に負担がかかってくるから、これについては少しでも安くしようと、市の財政が苦しくなるということをいいながら、倍以上の値上げをするということが果してできるかどうか。われわれはそういうことについてそのとおりでございませうと、市民に説得できるかどうかということを考えておられないのかどうか。これももう本当に真剣な問題として考えてもらいたい。

市役所も困る。しかしそれ以上にもっと、料金が倍になることは、市民にとって非常にたいへんなことなんです。たいへんなことを平等に分ち合うということがどうしてこの改正案の中に出てこなかったのかということ。この点については、そういう観点でもう少し詰めて御答弁をいただきたい。

時間が長くなりますから、もう一点だけで再質問をやめさせていただきますけれども、この料金の値上げということよりも、今回の場合には終始一貫して赤字の解消ということが前面に出てきております。

赤字の内容が大きくなって四ついわれております。一つは電気代等そういう経費が上がったんだということ。それから人件費の増

大、三芳水道の買入れが高くなったということ。それから利息の膨大、主としてこの四つが再三いわれておるわけでございますけれども、この四つの問題について、私は三芳の問題については了承をいたしたいと思っております。

ですから、三芳の買入料金七十円というこの問題については、私はスライドされるということについて、原価の中に繰り入れることについては現況の中ではやむを得ないという見解を持っております。七十円のスライドはやむを得ないというふうに考えております。

しかしながら、利息、五十年度については約四千万にのぼるところの支払利息でございます。四十八年度が一千万円、昨年度四十九年度決算見込みとして千五百万、これが倍以上の四千万円が今年原価の中に入れなければならないということ。この利息については確かに房州水道の買取とか、その他いろいろの問題があったかもしれない。しかし本来、これらの問題は資本勘定でもって処理すべき問題ではないかと思つて。このような膨大な四千万にのぼるところの利息を原価の中にたたくき込まれたのでは市民たまらないと、本当の正常な原価主義とはいえないんじゃないかというふうに思う。この点についてはもう少し対処する方法が考えられないか。逆に一般会計からの繰り上げも引き上げちゃったわけですから、収益勘定の中から引き上げたわけですから、この上げ、下げはたいへんのものでございます。

この点について、将来的には、今回はだめにしても将来は考えられないか。次の補正予算等については利息の分に見合うところの市負担。

これは、経営学的にいつて利息というものは収益勘定でやらなければならぬという鉄則がございます。これを資本勘定に入れらうとすることは、あらゆる経営学、会計学からいってあり得ないから、資本勘定に入れるという無謀なことはいけませんけれども、元来、公営企業の水道事業の利息の発生というのは、資本勘定において当然出すべきところの支出をしなかつたから、たとえば、房州水道の購入について一億円、これについては全部起債、そして起債に見合う間の借入金で償い、借入金に対する利息それが資本勘定に入れられないから、こちらの収益勘定に戻ってきた。そういったものの累積が四千万になったということですから、これを原価の中に繰り込まれたのでは、果して本当の原価かということについては私は親切ではない。親切でないというより適切でないというふうに思うわけでございますけれども、この点はどうか。適切でなければ適切でないことを率直に認めていただいて、繰り入れ金等何かの方法によって処置するという方向性が出されないと、このまま原価主義の中でこのような形、資金繰りの苦しさはわかるにしても、それを給水原価に入れられたのではたまりませんから、この点どのように考えておられるのか。お伺いしたい。それから、次の人件費の問題でございます。人件費の問題については私はやはりかなり考慮していただかなければならないというふうに考えております。

五十年年度予算をみますと、一般会計の中におきますところの水道課の給料は一銭もありません。いいですか。ということになりますと、水道企業団として独立採算、原価制をとるということは市と企業とは人格的に別人格であると、確かに市長は両方の管理者であるから同じだということもわかりませんが、明らかに法人格的に違う。

だから、独立採算をとるということになる、今館山市には水道課の職員がいないということは、そのままイコールではございませんから、水道行政をする、監督、指導をするところの立場の職員がゼロということじゃございませんか。水道行政はだれがやるんですか。水道企業の課長が、給料をもらっておる全職員がそれが市の水道行政でしょう。水道企業の管理者の市長が水道行政をやる。なれ合いじゃありませんか。

いろんな行政、教育委員会にしても、企画課にしても、人事課にしても、これは独立採算ではございません。市の中には五百何十人かの職員がおります。金をもうけるところの職員というのはほとんどおりません。たとえば、保育所だとか、市民課の手数料とか、これは原価主義というのはありません。多くの職員というのが消防についても、給食についても金をうまないところの職員が五百人からいるわけでございます。

行政というのは、税金を住民が負担し、そうして住民の利益をはかるために金もうけをしない職員があつてもしかるべき。四十七年度までには当時千六百万この人たちがいたわけでございます。四十七年度において千六百万、今の金に換算いたしますと、ざつと三千万近くになるのではないかと。

作名ダムの建設によるところの事業、作名ダムについてはそれだけ人間がいますけれども、しかし作名ダムに対する指導というものは独立採算という立場でいくと、指導するところは分離されてない結果になりはしませんか。

私は、金のことでどうこう、金をもらっているから仕事ができる、できないということはいりませんけれども、しかしながら、独立採算、原価主義をとるからには、やはり市についてもきちんとしたところの水道行政をとるということは、そこに職員として課長以下何名かの指導機関、監督機関がなければ、健全なところの企業運営は監督できないじゃありませんか。作名ダムについても指導できないじゃありませんか。

となると、この人件費相当については、やはり今この原価主義に計上されておるところの五十年代において想定されておるところの七千五百万円というものがあるけれども、少なくとも七千五百万のうちのある有力な、等級の上の一等級、二等級クラスの指導、監督、管理的立場にあるところの職員の何名か、指導、監督、面という役割を果たすなら、環境保全公社、開発公社のように市の職員丸がかえてやっているとあるわけでございますから、衛生課の職員と企画課の職員兼務して仕事してはいるんです。そういうところもあるわけです。

そういうような形において、原価主義をとる中においては、原価主義の中からそれを考慮しなければ非常に高い原価主義になってしまうじゃありませんか。こういう原価主義をわれわれ認めるわけにはいかない。ざっと計算しても三千万近くの人件費は原価の中から削除していかなければ、市民に対して人件費の抑圧にな

ってしまふんじゃないかというふうに思うわけでございます。

こう考えてまいりますと、利息と人件費部面については、私はかなり今後予算的な処置を取っていかないと、市民に対してこの値上げ、原価主義というものは非常に市民負担を重くするという原価主義になってしまうと、そういう面については私は今回の提案このようになされておりますけれども、次の補正予算さらには近い時期において、これらの問題についてある一定の考慮をばらわなければ、私は公平な、適正な減価は買けないと考えるわけでございますけれども、この点についてはどのように考えておるか。少し無理がありはしないか。この点について御答弁をいただきますまして私は質問を打ち切りたいと思っておりますので、ひとつ明確なる御答弁をお願い申し上げます。

○助役（畠山 伝君） お答え申し上げます。

原価、公平、独立採算というような三原則、これはそのとおりでございますが、特別学校とか、諸官庁関係のものにつきましてはこれをその分だけ市民にしわ寄せがあるんじゃないかということにつきましては、これはそういうことはあってはいけないと考えるわけでございますが、いづれにいたしましても、いろいろただいまも申しましたが、この人件費のことにつきましても、あるいは利恵のことにつきましても、いろいろと今度の改正は、原価おっしゃるようなことを加味して原価は出ておりますけれども、しかし、その原価どおりに料金をきめていたきたいというわけではございませんで、まだまだそうしることが不足しておりますので、先ほども市長申しますように、今後十分そういうものについて検討して考えてまいりたいというようにもいっております。

ので、そうした方向でそういうものを今後も検討してまいりたい。かように考えておるわけでございます。

○水道課長（大嶋重義君） 私のほうから建設利息の取り扱いについてお答え申し上げます。

この扱いにつきましては、辻田議員さんのおっしゃるように、そうした扱いについてのいろいろと問題が学者間、その他もあるわけでございます。そういう御意見もございませうけれども、私どものほうはこういうような観点からこれを収益勘定に計上したわけでございます。

その一つが、現在国の起債の許可運用方針でございませうけれども、これによりますと、建設利息は原則として許可対象から除外されておるといふことが一つでございませう。

それから二つ目には、給水事業の一般的な需要の趨勢から、建設利息の額は施設能力の推移に応じて恒常的に生じてくるものと予想されるといふことが二つ目でございませう。

それからもう一つは、水道事業の資本構成は、現状におきましても年々悪化している。こういうことでございませう。

こういう三つの事情にかんがみまして、直接総括原価にこれを含めることは当面適当な措置であると、こういうふうな考え方に立ってこのような措置をいたしたわけでございませう。

なお、この考え方につきましては、日本水道協会の水道料金の算定という冊子が出ております。この中でもこのように趣旨で、当面はこのような措置も適当であろうと、このように述べられております。このようなことで、このような措置を取ったわけでございませう。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。

○一四番（石井輝久君） それでは、先ほどの私の質疑が中断してありましたので続行いたします。（笑声）

能率的、合理的という観点からさらに伺いたいのであります。予算書二九七ページ継続費に関する調書中、款資本的支出、項建設改良費、事業名水源拡張事業中五十年度の企業債一億八千三百万円、これでよろしいかどうか、まずこれをお伺いして先に進みます。

○水道課長（大嶋重義君） ただいまの件でございませうが、これではよろしゅうございませう。

○一四番（石井輝久君） これでよろしいという御答弁でございませうが、そういたしますと、これはほかのページで二億八千三百万円になっておりますが、それとの関連はどう御説明されますか。

○水道課長（大嶋重義君） 今の御指摘の關係は、三二二ページの企業債が二億八千三百万円となっておりますので、その關係を申されたと思ひますが、これは内訳が上水道の事業債これが一億八

千三百万円、それから中央水道の事業債が一億円と、このようになっておりますが、二九七ページの企業債は作名ダム關係の水源拡張だけの継続費の設定のものでございませうので、これとは異なるというところでございませう。ですから、これにつきましては、ここに掲げてありますように一億八千三百万円ということ、こちらのほうの一億八千三百万円と一致するわけでございませう。

○一四番（石井輝久君） ただいまの御説明で質問を打ち切りまして先に進みます。

それでは、第二点といたしまして、収益的収支これは先ほどの

質問中でも、赤字は資本的収支の中から生じていないのでありまして、もっぱら収益的収支から赤字を生ずるわけでございます。

そこで、この収支中の支出の面を若干見直してみたいと思うのでございますが、ページ二九二支出一億八千八百八十九千円、このうち営業費用一億五千五百九十二万四千円が計上してございしますが、この目として原水及び浄水費四千九百三万二千円計上してあります。公営企業法の施行規則別表二号の営業費用の分類からいきますと、原水費と浄水費これは分離されて別表にありますがこの別表に従って分類すると、これは原水費、浄水費それぞれ幾らになりますか。お伺いします。

○水道課長（大嶋重義君） これにつきましては、私どもの予算の立て方の中におきましては原水費及び浄水費として目で一括して整理してございます。そうして、これにつきましては内容につきましては、三一五ページの収益的支出の見積り基礎によって細かく節ごとに出ておりますので、これで御了承いただきたいと思えます。

○一四番（石井輝久君） ただいま答弁ですが、それはわかっているんです。ただ、よく御説明の中で法律を持ち出しますので、それに従って四千九百三万二千円の原水及び浄水費、これは館山市ではといたしますが、目を一緒にしているといいますが、別表では明らかに原水費、浄水費になっているわけです。その点はどうでしょう。か。お伺いします。

○水道課長（大嶋重義君） 別表ではそのようになっておりまして、館山市のこの水道の実態といえますか、実際に中央水道はこの四月からでございますけれども、実質は簡易水道の三つを統

合した寄せ集めというような実態でございまして、そういうような観点から、原水と浄水は大体浄水場に接続して不可分の関係でございまして、そうしたことで、私どものほうは一括してこのように整理しているわけでございます。

○一四番（石井輝久君） それでは次に進みます。同じく収益的収支営業費用で五目簡易水道費が計上されておりますが、公営企業法の施行細則の別表一号の営業費用の項目中には簡易水道の費用などはないんですが、ですから、ここに簡易水道が含まれるというのと、

（「三月にやったよ」と呼ぶ者あり）
簡易水道の営業費用の中に含まれてくるというのと、これが結局赤字を出していく原因になりはしないか。要するに簡水がここに含まれてくることによって重圧して赤字を生み出す原因になりはしないか。こういうことを私は考えるんですが、これに對します見解をお聞かせ願いたいと思えます。

（「暫時休憩願います」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩いたします。

午後五時四十二分 休憩

午後六時三十分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○一四番（石井輝久君） 私の先ほどの簡易水道に關します質疑に對する答弁は、質問全部を終ったのちに順次わらわしたいと思えます。

そこで、続行する質問の第一点は、支払い利息、企業債二千八十一万五千円でございますが、これはもっぱら資本勘定の建設に

用いられておるものでございます。したがって、これは当然資本勘定のほうに入るべきと思いますが、これに對します当局の御見解を伺います。

第二点、一時借入金千七十五万円、これも同様趣旨によって資本勘定に当然入るべきものと解釈いたしますが、これに對します当局の御見解を伺います。

第三点、提案されました議案中、第三十三条第一項の七開栓手数料一件につき七十円とありますが、先にちゅうだいたししました説明資料によりますと、六月の試案でこの開栓手数料一件につき七十円は当然試案として含まれておったわけでございます。月、七百五十円は当然試案として含まれておったわけでございます。

しかも、このほかに技術者、技能者証交付手数料五百円これが六月の試案に含まれておったわけでございます。ところが、今回提案されましたこの議案中では、このせつかく新財源として考慮されました技術者、技能者証交付手数料五百円これが全額削除されておるわけでございます。せつかく六月試案で新規財源として少額ではありましようけれども出してきたものを、どういうわけで今回カットしたか、その点伺いたいと存じます。

さて、引き続きまして、市長さんに対して伺っておきたいのは、第一点といたしまして、館山市水道事業の設備等に關する条例第三条についてであります。同条第一項は、館山市の場合、水道事業に管理者を置かないとしておるわけでございます。

さらに、第二項によりまして「管理者の権限に屬する事務を処理させるため、水道課を置く。」と規定されているのでござい

ます。したがって、本市には管理者なしという状態でございます。しかし、この夏の非常事態ともいふべき状態、また経営のより健全化の確保のために、私はこの条例を改定して管理者を設置する必要がありはしないかと思ひます。市長の見解を問う者でございます。

次に、第二点といたしまして、条例第二十五条第一号表水道料金これは今回提案されております条例案の中の水道料金中、計量制一般用料金九十円を七十円に、また百五十円を九十円にそれぞれレートダウンする意思はないか、どうかについて伺っておきます。水道総利用者市内七千九百三十三件と出ておりますが、このうち五八%に當たる四千六百十五件、これが九立方メートル乃至二十立方メートル、それから二十一立方メートル乃至四十立方メートルまでこれの利用者でございます。つまり、総利用者中過半数五八%に當る利用者がここに含まれておるわけでございまして、せめてこれらの市民負担の軽減をするために、ただいま申し上げた金額にまでダウンする御意思はないものかどうかを伺うわけであります。

第三点といたしまして、今後の問題でございますが、今までの質疑の過程で一般会計からの繰り入れを考慮するという市長の答弁をいただいておりますが、一般会計のみならず、来年度はその他の公費、すなわち交付税、国庫補助等を導入するその見通しについて伺いたいのでございます。

水道課長(大嶋重義君) それでは、最初の簡易水道の關係でございまして、簡易水道におきましても確かに赤字を出しておるわけでございますけれども、これがそのために大きな赤字のもと

をつくっているというところはございません。

それから、ただいま御質問の第一点と二点は関連しておりまして一括してお答えいたします。

この支払利息の中で、企業債の利子と一時借入金金の利子が計上されているわけですが、この両者ともこれは利息でございます。収益勘定の支出でこれを整理してよろしいことになっております。

それから、三つ目の、今回手数料として閉栓手数料だけを計上いたしましたわけですが、六月の試案の際には、確かに閉栓手数料も一応考えましたし、それから技術者、技能者証の交付手数料と、それから水質検査関係の手数料も予定したわけでございますけれども、この閉栓手数料につきましては、一たん開始したのちに休栓しまして、さらに開栓したいという場合にこの手数料を取るわけですが、この閉栓のときにまでやめている者から取るということについては、少しこれは水道の利用者の立場から酷ではないかという観点からこれははずしたわけでございます。

それから、技術者、技能者証の交付手数料でございますが、これにつきましては、この書きかえが来年度でございます。これは二年でございますので、中間的にはこれを書きかえるというのはいりません。これでまたあと一年余たった登録がえの際に、これをどういう状況にありますか、検討していきたいということを取りはずしたわけでございます。

以上、二点につきまして、はずした点を御説明申し上げます。
〇市長（半沢良一君） お答え申し上げます。

管理者を置かないかという御質問でございますが、管理者の仕事、管理の仕事は水道課で行っておりますが、必要があれば助役も、私もその仕事をいたしまして緊急事態に備えたいと考えますので、不必要と思ひまして置く意思はございません。

水道料金九立方から二十立方を七十円に、二十一立方から四十立方を九十円にレートを落す意思はないかという御質問でございますが、もし落しました場合に概算いたしますと、今年の後半年間で約六百万、平年度一年間を通じますと千四百何十万かの収入減となるわけでございます。

本日、提案申し上げました改正案自体がすでに赤字の全面解消をめざすものではなくて、可決をいただきましたも、再三申し上げますとおり、五十年一億二千四百二十三万九千円の赤字、五十一年度二億三百三十八万二千円の累計赤字、さらに五十二年度は三億六千七百六十六万二千円の累計赤字ということでございまして、この原案どおり可決いただきましたも、そうした赤字が残る次第でございますので、これ以上赤字を増大することは、水道会計の健全化をはかるに遠くになってしまふということでございます。

同時に、再三申し上げますとおり、市民の水道料負担をなるべく平均化したい。三芳水道とのつり合いにおいて平均化したいという考え方を持っておりますので、修正する意思はございません。一般会計からの繰り入れのほかに補助金、起債等ももたらして財源補てんをする意思はないかということでございますけれども、資本勘定につきましては、これは今後大いに努力をいたして少しでも多くの補助金なり、あるいは起債を得られるようにしたいと

考えております。

以上、御答弁を終わります。

〇議長（吉田勇治郎君） 一四番議員さんに申し上げます。

まだ、他にも質問者があるようでございますので、それが終わってから、さっきの御発言のようになしていただきたいと思います。

（「了解」との声あり）

〇一八番（渡辺軍治郎君） 私は、先ほどの質問で給水状態の改善について質問したら、市長は来年の三月までには給水状態の改善をはかりたいという御答弁がありました。私が補正予算を出したのは、問題は、給水状態の改善がまだやられてないわけですね。そういう計画も何もないのに水道料金だけ上げるのは問題があるのではないかと、立場から、いわゆる給水量の対価としての給水サービスが非常にわるいという点を、特にその点を改善しないで料金だけ上げるというのは問題だということで改善の要求をしたわけですが、この問題について今まで水道審議会や文教民生委員会で相当財政的に困難だというような問題が提起されておられますが、水道法の四十五条では、国が施設の増、改造も含んでいます。増、改造に国の資金の融通またはあっせんにつとめるといふ、国の義務をうたっているわけですね。

公営企業法の第二十二条では、「地方公共団体が、地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起す地方債、企業債については、行政庁の許可を必要としない。」という規定があるわけですね。

ですから、起債を自治省通達では、水道料金、公共料金の値上げをしないと起債は認めないというよりな圧力をかけているよう

ですが、水道法や公営企業法のたてまえからすれば、当然改良についても企業債を起せるといふふうに理解するのが当然だと思っておりますが、そういうことを、改造をやるうとすれば財源問題が必ず出てくるわけですね。財源を措置するのに困難だというような問題について、こういう法規のあるたてまえからいって、国にそのあっせんを要求するというよりなことは当然でできると思いますが、そういう点を今までやったのか。それとも、これから改良をやるについてそういう方向で進むのかどうか。その点をひとつ聞いておきたいと思っております。

〇市長（半沢良一君） 御趣旨の方向に従って今までも努力をしてみましたが、今後も努力を続けるつもりであります。

〇一八番（渡辺軍治郎君） この問題は、一つ改良事業をおこなうにしても、財源問題が問題になりますので、何とか早く改善するようなことをやらなければ、計画がないわけですね。計画がなく水道料金を上げるということでは、大幅の料金の値上げですから、市民に対する説得力がないと思っております。そこに今、市民が大きな不満を持っているわけですから、私は当然そういうことの事業計画をもって料金を値上げするのが、これが本当に市民の立場に立った考え方だと思っておりますが、残念ながら今回の料金値上げは、とにかく赤字の解消一本やりですね。そういう事業計画も何にもない、市民が困っておる改良に対して市が努力をしようというそういうものが何にもなくて、ただ、三芳水道にならったというところで赤字の解消だけに発想がいつてるといふことが問題だと思っております。

水道料金の問題に触れますが、水道原価と料金の計算上の問題

に成ると思うんですが、三芳水道の五十年年度の給水原価は百四十八円なんです。それで、給水料金が七十円なんです。

館山の場合の給水原価は、この資料でみますと九十六円ですよね。三芳水道からみると給水原価が非常に安い。六五%になりませんが、三五%も安いわけです。水の原価が。したがって、三芳水道の七十円という割合は大体四八%になります。だから、水芳水道にならうとすれば、三芳水道の百四十八円の四八%というところ、給水料金は四十六円になるはずで。

ですから、給水原価が安いのに、三芳並みに七十円にするというのはこれは理屈に合わないわけです。どういふふうに考えているのか。私は、今回の値上げは給水原価からみて四十六円乃至五十円、これぐらいの上げ幅で措置すれば三芳水道にならうというふうなこともいえるかもしれませんが、そうでないので、この点をどういふふうに理解しているのか。お伺いしたい。

〇市長（半沢良一君） 渡辺議員さんの三芳水道にならうたということばにはどうも誤解があるようでございます。

私は、三芳水道が上げたから、それにのらうて上げようというのではなくて、上げなければならぬけれども、もっと大幅に上げなければいけないけれども、三芳水道の線があるので、市民の水負担平等ということから三芳水道の線とめたとしたことでございます。

本来ならば、赤字解消のためにはもっと高くしなければいけないわけでございますけれども、この三芳水道の線とめて、そして今後の赤字に対しては経営改善努力をしたり、あるいは一般財源からの繰り入れを考えていきたい。そう申し上げているわけ

でございます。

〇一八番（渡辺軍治郎君） 市長の考え方と、私の考え方はだいぶ違うんですが、給水原価と給水料金の関係なんです。これは原価に近づけなければならぬけれども、実際にはそれは無理があるので、これは地方財政法では、水道料金をきめる場合に当然支出の八〇%これを利益収入に見込めというように自治省からの通知もあるわけですよ。

そういうようなことを考えますと、経費の八〇%に見合う料金ということになれば、七十円よりもっと安くなるはずだと思っております。そういうことから、原価と給水料金との関係がどこでもおそろく比率とすれば四八%乃至五〇%の比率で給水料金がきめられているのではないかと思っておりますが、この問題は市長と考えが違うので、水道料金の不公正の問題についてお聞きしたいと思っております。

今の館山市の給水料金というのは、水の出のわるいところと、完全に給水されているところと違いがあるわけですよ。そのことと自体これは非常に不公正ですが、しかし、料金の面では二十円、三十円、三十七円という三通りに分れているわけです。この料金が三つに分れたというのはそれぞれの水道に投資した資金関係、それに対する経費の状態からそれぞれの料金というものが歴史的にきめられてきていると思っております。これは当然官城水道にすれば、軍から接收した建設費というものはそうかかっていないと思っております。しかも、あそこは自然の圧力を利用して水が下に落ちるといふような関係で水圧が非常に低くなっていると思っておりますが、それぞれ条件が違うわけです。西部水道にすれば、四十七年

に建設されて、四十九年度の赤字の大半は南部と西部の簡易水道の赤字です。四千七百万というのは房州水道は入ってないわけですから、これを今までは一般会計からの繰り入れて値上げをおさえてきたわけですが、繰り入れをやめたために赤字が表面化した。そういう赤字を解消しなければならぬということはおわかりですが、西部、南部は完全給水ですよ。水の出がわるくて困るということはないわけです。それとは違って官城、南条、中央水道というのは水の出がわるくてみんなが困っている。こういう差があるわけです。現実に給水サーピスという点からみれば非常に不公正になっているわけです。

これを、今後一本化すということになりますと、一律トン当たり七十円になります。給水料金の取り方が基本料金二百四十円というところで、トン当たりの値段にして計算が出ていますが、基本的には八トンの計算で、この前からの十トンでいけば七十円の値上げで基本的にはかわりがないわけです。ですから、二十円を七十円にするというふうに大幅な値上げになるわけです。しかも、こういうところは水の出の状態がよくない。だからもし、全部を七十円にした場合には、七十円という高い料金の中で、水の出が依然としてわるいということになりますと、値上りが大幅なだけに新しい不正を生み出すのではないか。こういう点をどういうふうにお考えになっているのか。お伺いいたします。

〇市長(半沢良一君) 確かに、おっしゃるとおり、各簡易水道、上水道によって建設の経過が違いますので、それぞれ経費が違いますけれども、そういうことはいわゆる料金が別々でございませぬけれども、水道企業という全体の会計の中で総合的に価額をきめ

るほうが公正であろうと思っておりますし、また同じ市民の中でそういう意味で、一本価額にするほうが公正だろうというふうに考えるわけでございます。

それから、水が出るところと出ないところがあって、同じでは不正ではないかということで、確かにおっしゃるとおり、サーピスの面で不正でございませぬけれども、出ないところもありませぬから、出ただけの料金をいたどころ。そういうことで、八立方メートル以下も従量制を取ったわけで、どうも八立方メートル以下全部五百六十円という観念とは違うわけでございませぬ。一トン七十円ではございませぬで、基本料はいただきますけれども、八立方メートル以下はトン四十円というように御理解をいただきたいというふうに考えるわけでありませぬ。そのほうが使っただけ、確かに水が出ないかもしれないけれども、そのかわり使わない料金はいただきませぬよ。使っただけ払ってください、こういう考え方でございませぬ。そういう意味で、決して不正ではない。こうした取り方のほうが公正であろうというふうに考えております。

〇一八番(渡辺軍治郎君) ただいまの答弁、問題だと思っております。今、市民が困っているのは使いたくても出なくて困っているわけです。洗たくしようにも水が出なくて困る。もっと水がほしいというのが実情なんです。だから、少なく使ったところは、少なくて済むんだというふうに考えるのは問題だと思っております。

要するに、ほしい水が手に入らないと、一人当たり二トンですから四トンでもって大体基本料金にいくわけです。五百六十円に。大体定額制でも五人を対象にしていますが、七百四十円、これが

十トン当たりの価額です。だから、水量制でいけば、今度の値段の改正では八トン、十トン使う人は基本的に同じということ。だから、問題は、それだけ使いたくても水が出ないというところの問題があるんですから、市長のいうように、使わないものは安くするんだというのはなんかごまかしみたいにとれるんですよ。実際問題として、確かに使わない人は安くして済みますよ。

基本料金の二百四十円というの問題があると思うんです。説明では、加入金今まで三万円のやつを一万五千円上げて四万五千円に十三ミリの分担金取るわけです。

説明では、この加入分担金は、蛇口から水が出るようにする準備のために、この負担金は取るんだという説明があったわけですよ。そうしますと、二百四十円という基本料金は、水が出ても出なくても二百四十円は取られるわけなんです。これは説明がつかないわけですよ。本管までは水が出るように配管設備するわけですが、本管から自分の家で使う分、給水管を引くのは二十万かかろうが、三十万かかろうが自己負担になるわけです。それでいて今度水を使わなくても二百四十円取られるというのはい体どういうことなのか。おそらく先ほどの説明では、やはり水が出るように準備するために、当然そういうものは必要なんだということになると、加入者分担金にさらに上のせして二百四十円を、要するに水の出ない準備のために取ることになりませんかどうか。

○市長（半沢良一君） 確かに、水が出ないということは事実でございますけれども、一年じゅう出ないわけではなくて、大体出ないところでも十一月は出ているわけでございます。ですから、出ない月というのは本当にごくわずかな期間でございますので、

その期間については確かに出ないということは、出るところに比べれば不正でございます。しかし、従来のような考え方、十立方メートルまでは幾らという考え方、あるいは八立方メートルまで幾らという考え方ですと、全然出なくても料金を取る。出る人と出ない人と、出ても出なくても同じ料金を取るということは不正でございます。したがって、出た分だけの料金をいたたくほうが公正だろうと考えるわけでございます。

（「一八番」との声あり）

○議長（吉田勇治郎君） ちょっと待ってください。

（「ちょっと食い違いがあるんです。基本料金の問題で」との声あり）

○議長（吉田勇治郎君） 一八番。

○一八番（渡辺軍治郎君） 基本料金の問題で、出るとか、出ないとかいつてるわけではないんですよ。

設備の準備として加入者分担金を取ると、その上に水を使っても使わなくても二百四十円取るということは、水量制でみたら矛盾するのではないかとということなんです。

大体、この表からみると、八トン、十トン使っている人は一番多いわけですよ。大体それぐらいのことが標準になっているわけです。だから、大体どこでも基準料金は八トンから十トンを対象にきめられている。通例になっているわけです。

館山がはじめて基本料金を取るには、市長はコンセンサスというのをいったけれども、市民が果して納得できるかどうかという問題が一つあります。

確かに、一人暮らしなら二トンを済むかもしれぬ。しかし普通

の家庭は四人ぐらいが普通の家庭だと思ふ。だから、八トンぐらいが基準になっているわけで、こういう人たちが水の出がわるからうが結局取られるわけですよ。代金だけは。現実はそのうんですよ。水の出がわるくてもそれだけは取られると。

市長は、水の出のわるいのはそれだけ料金が安いからというけれども、料金よりも水のほうがいいわけですよ。そのところをやっぱり考えないと、市民のコンセンサスを得るといふふうなことにはならないんじゃないかということをお聞きしているんでその点、ちょっと市長さんの考え、違うんじゃないですか。

○市長（半沢良一君） 見解の相違だと思ひます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませぬか。

○一二番（栗原一雄君） ただいま、案件となっております第五十八号議案については、今回は特にくわしい算定の基礎となる資料が提出され、おおむね了解できるわけでございますが、質問が重複いたしますので、一点についてお尋ね申し上げます。

まず、資料の四の中で八トンまで契約数が細かく述べられておりますので、契約数が明確に判明できるわけです。九トン以上については契約数が一本化されておりますので、九トンより十トンまでの利用世帯数がわかりましたら、お尋ねしたいわけでございます。

○水道課長（大嶋重義君） ただいまの件でございますが、私どもこの九トン以上の水量段階につきましては、一応ここにありますがように九トンから二十トンまで、以下二十トンの間、トンを立方メートルに訂正いたします。（笑声）

こういうようなことで順次掲げてありますが、この段階のもの

だけしか取ってありません。

○一二番（栗原一雄君） と申し上げますのは、東京都で十一トンまで一般の家庭用水と、このように小口としてみているわけでございます。館山市は八トンということでございますので、そういう意味からただいまの質問をしているわけでございます。

現在、利用契約数が八千十一世帯となっておりますが、八トン未満の低量使用世帯数は二千六百八十八となっております。資料に基づきますと、九トン乃至二十トンにおいては利用率は三八%強の三千五十八世帯となっておりますが、館山市の実情から考えますと、商店街中心部に位置いたします零細企業世帯の方々が、この算定方法でまいりますと一番大きな負担となるわけでございます。

大口利用につきましては、二十トンごとの積み上げ方式を採用いたしているわけでございますが、家族構成の多い家庭及び小規模事業所についても、小口利用の八トン未満の四十円に對しまして二・二五倍の九十円となるわけでございますが、いまだ少し利用の実態に合った配慮が必要ではなからうかと思ひますので、小口利用を十トンまでおさえて、それを積算の基礎にいたしまして計算されたことがあるかどうか。お尋ねいたします。また、計算されました時点で、どのような結果が出たか。お尋ねいたします。

○水道課長（大嶋重義君） ただいまの件でございますが、私どもは、大体今回の料金改定におきましても、本市の給水状況にかんがみまして、特に消費を抑制していくという考え方を強く打ち出しているわけでございます。

こういう観点から、この九立方メートル以上二十立方メートル

の間に相当の利用者の方が占めているわけですが、これらにつきまして、今ここに十立方メートルの場合の資料を持ち合わせませんけれども、一応の試算はいたしたわけですが、現在市の給水人口の平均をしますと、一世帯が四人を切っているわけでございます。

そういうようなことから、これを私も八立方メートルのところに一線を引いたわけですが、この十立方メートルのものにつきましては、今こうした計算ではとても組めない。この八トンのが家庭、生活用水は最小限にとどめていきたいということ、これは均衡的にもこの頂点が三芳水道の基本水量と合致するというので、これ以上のもは取りたくないということと、その線にとどめた次第でございます。

そういうようなことで、十トンの場合の資料は、ここには、試算はいたしませんけれども持っておりません。

〇一二番(栗原一雄君) 了解。

〇一四番(石井輝久君) 再質問いたします。

先ほどの大嶋課長の答弁中、簡易水道の件でございますが、これは人件費、福利厚生費等を含めまして、これがあるために赤字をおし出しておると思いますが、この点は、質問を打ち切ります。

それから、収益勘定の中に支払利息、それから一時借入金と営業外費用として計上してよろしいということになっていたりということですが、収益勘定で使った企業債、一時借入金ということです。使ったのは資本勘定、そしてその使った資本勘定での企業債あるいは一時借入金、その利息だけは収益勘定のほうで払う。要するに、資本勘定という他人の使った金に対する利息だ

けは収益勘定で払う。これでは当然いつまでたっても収益勘定における赤字の解消はできないと、こういうふうになりはしませんか。その点が一つ。

それから、第三の技術者、技能者証の手数料という新財源でございますが、それをカットしたということは、登録の更新の関係があるので、これを見合わせたいということでございます。そうすると、将来これはまた提案して手数料を徴収するように当然なると思えますが、それなら今ここで制定しておいてもよかつたんじゃないかろうかと、こう考えるんです。しかし、これはそのように考えておられるようですから、これも質問は打ち切ります。(笑声)

次に、市長の答弁中、管理者は不必要だということでございます。現在の企業は御案内のとおり、資本と経営が分離される傾向にあります。いわゆる資本に対する企業責任を経営が負っているという考え方からいたしますと、この企業特別会計におきましても管理者を設置したほうが、この非常事態にあたって至当と考えるのでございますが、しかし、これ以上は平行線なので、将来の検討を要望いたしまして打ち切ります。

(「了解、了解」と呼ぶ者あり)

次に、料金のレートダウンについてでございますが、ただいまの一二番議員の質疑とも若干関連いたしますが、いずれにいたしましても、市内の総利用者に対する五八%の市民の平均的な層がこの二つに含まれているわけです。その層に対する思いやりが全く感じられないというように理解して、この質問も打ち切ります。(笑声)

第三点でございますが、資本的勘定に対する公費導入は考慮するという御答弁がございました。ということは、収益勘定のほうの公費補助は考慮しないというようにも感じます。しかしながら収益収支の支払い利息に関しては、地方財政計画の上からも企業債の元利償還金の一部は一般会計から繰り出せることになっておるわけでございます。もとより、広域化の基幹施設の建設に要した企業債の元利償還金の一部ということも含めまして、一般会計からの繰り入れ措置を地方財政計画の上からも認められておるわけでございます。

したがって、私は、これは資本勘定に対する公費導入だけでなく、収益勘定のほうに対する導入も可能であると理解するわけでございます。この点に対する市長さんの答弁をもう一べんわざわざしたいと思っております。

○市長（半沢良一君） 一般会計の繰り入れの問題につきましてはお説のとおりでございます。私も基本的には資本勘定については先ほども申し上げましたとおり、市費を投ずる。一般会計から繰り入れするのが本筋で収益勘定については独立会計が基本であると申し上げるわけですが、その間に何度も申し上げますとおり、一般会計からの繰り入れを考えていきたいということを申し上げていくわけでございます。お説のとおりでございます。

（「了解、了解」と呼ぶ者あり）

○水道課長（大嶋重義君） この企業債の利子、それから一時借入金の子の経理は、これは収益勘定でまかなうことになっております。

それから、企業債の元金につきましては、これは資本勘定で扱

う。こういう仕分けになっております。

○一四番（石井輝久君） もう最後ですが、（笑声）疲れてまいりましたので、この程度でもって打ち切りますかね。

今のような考え方、これね。そういう考え方があられるわけですよ。実際に、しかし、そういう考え方はもう将来、未来永劫そういう考え方が続く限りはね。これは要するに地方公営企業、水道特別会計における赤字の解消は非常にむずかしいと、不可能に近いということを描いておきたいと思っております。

なお、最後ですから、せつかくです。それに対する専門家の課長さんからの答弁を一点わずらわしいと思っております。

○水道課長（大嶋重義君） 私どもも、この会計を預かっておりまして、赤字が出ておることについて解消ということで努力をばらしておるわけでございますが、この企業債の利子特に建設改良等の利子につきましては、今石井議員さんのおっしゃったような措置が講じていただければ、たいへん私どももありがたく思っているわけでございますが、そのような措置が現状ではむずかしいというところでございますので、私どももなるべく建設等の事業を大きくやっておりますので、こうした関係を合理化して一日も早くこの事業を完成させたい。こう思っておりますので、よろしく。

○一四番（石井輝久君） これをもって、私の質問全部終了です。

○一〇番（流山源次郎君） このたびの水道の値上げにつきまして、低所得者または水道をあまり使わないという人に対しましては、水道料金の面で相当みているという説明でございますが、総体的にみますと、館山市におけるところの過半数に及ぶ値上げでございますが、これに対しまして、ほかの物価の値上りとか、そ

ういった面に対する配慮ははられたかどうか。その点をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（半沢良一君） 広報の特集号で申し上げましたように、水道料金は高くない。これは日本水道協会からのパンフレットから引用したものでございますけれども、高くないといういい方は、ちょっと表現が穏当ではないかもしれませんけれども、水道料金の家計の中に占める比率というものは標準家庭で〇・五％というところでございます。確かに、水道料金の値上げが家計の中であるいは物価に影響を与えないということは、もちろんいえますけれども、家計の中で占める比率が〇・五％でございますので、そう大きな影響を与えないだろうというふうな考え方をいたしております。

○一〇番（流山源次郎君） これは実は、魚の値上げのというわけではありませんが、魚屋の例をとってみますと、現在館山市におきましては、船形地区は非常に大きな市場を持っておいて、魚の生産、水揚げというべきものは非常に館山市ではトップだと思っております。

ところが、館山市の中におきまして、館山、北条地区よりも、魚の生産のあがる場所の那古、船形地区というのには魚が非常に高い。地元の方が少し大量に魚を消費したい。祝儀とか、不祝儀とかあらゆる面で自分の家で魚を使いたい場合は、わざわざ交通費を使って館山、北条まで行ったほうが安いということが昔から現在までいわれておる相場でございますが、われわれといたしまして、地元の魚屋さんになんて一番生産高の多い船形町が、その魚を店で売る場合に高いんだということを質問すると、ほかに

いろいろ理由もございませうが、地元の小売り業者の組合では、水の値段が違うじゃないかという返事をするわけです。結局は、那古、船形地区は三芳水道、北条、館山地区は今まで安い料金という線を含まれておると思うんですが、実は、今年の夏気がついたことは、保田、勝山、岩井そういう方面からわざわざ避暑客が帰るみやげに汽船を使っても北条の魚屋が安いということで北条まで買いにきておる現実がみえておるわけでございます。

そうしたことから、値上げは万やむを得ないと思っておりますが、ほかの物価に影響するということを十分市のほうで対処していただきたいと思ひまして、今のような発言をした次第でございます。○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。—御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案を委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略と決しました。

修正案の説明

○議長（吉田勇治郎君） 本案に対して、安西益男君ほか三人から修正の動議が提出されました。

修正案を配付いたさせます。

(修正案配付)

○議長(吉田勇治郎君) 配付漏れございませんか。― 配付漏れなしと認めます。

この際、提出者の説明を求めます。御登壇願います。

(一六番議員安西益男君登壇)(拍手)

○一六番(安西益男君) 議案第五十八号館山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、これに対する動議を提出したわけでございますが、この提案理由に對しましては、お手もとの案文によりまして御承知願いたいと思ひます。

今回、この値上げ料金に對しましては各角度から大きく問題になつておるわけでございます。水道料金の値上げにつきましてもかなり思ひ切つた処置であり、市民生活に与える影響もまたきわめて大きく、今議会の水道料金問題に對しては、市民はその成り行きを強い関心をもつて見守つておるといふのが実情であるといえましよう。

住民の生活水準の維持、そして經濟、社会の変動に對処して住民を守る見地から、自治体は一端の財政負担によりおむね福祉料金体制をとつておるのでございます。現在置かれてゐる市の財政事情もわかります。しかし、それに増して大幅値上げに對する市民の事情に對する不安感、作名ダム完成までは見込めず、市民の立場からするならば、悪条件下のまま、ただ料金だけを倍以上引き上げられる結果に相なるわけでございます。

財政事情から値上げせざるを得ないとしても、当市の水道事業のあり方からするならば、一切を独立採算であるからとの方針には、内容的にかなり問題があると思われまふ。

最小限度この修正、すなわち今回提案されました議案第五十八号第二十五条一号の表によります計量制の一般用の料金についてであります。九十円を七十円に、百五十円を九十円に改めると、かように修正願ひたい。こういうことでございますが、この範囲におきまする全パーセントは、先ほど来お話しがありましたように五八%、この減収見込みといつたしましては六百三十一万五千八百五十七円と、こういうことに相なるわけでございます。

また、この修正を求める範囲につきましても、この範囲で最も使用量の多い住民の範囲であり、なお實際面における直接的な影響範囲でもあると思われまふ。先ほど、この点につきましても、御質問に對しましては、本年度はたいへん無理というような御回答もあつたようでございますが、この程度の修正にはやはり十分市民の立場からするならばお認めいただきたい。このようになるわけでございます。

どうか、満場一致をもちまして御賛同いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。(拍手)

質 疑 応 答

○議長(吉田勇治郎君) 修正案に對する質疑を行ないまふ。

○一八番(渡辺軍治郎君) 修正案が一応出ましたがですね。この修正案で、表の中の九十円、百五十円というのを修正しても、基本的な水道料金の値上げを、基本的にはこれを引き下げるといふものにはならないと思ひますが、そういう点をこの修正案では一応この大幅な値上げを認めるという、そういう前提に立つて修正することになると思ひますが、その点はどういうふうにお考えにな

りますか。

〇一四番(石井輝久君) 提案者の一人として、ただいまの質問に對してお答え申し上げます。

御提案申し上げましたのは、おっしゃるとおりの傾向、傾きなきにしもあらずでございますけれども、とにかくただいまの提案趣旨の説明にもございましたように、一般用総利用者件数が七千九百三十三件市内にございまして、その過半数を占める五八%にのぼる最も厚い層が、この料金改定の修正案の中に含まれておるわけでございます。したがって、利用者全体からとると、過半数を占める、六〇%弱でございますが、この層にレートダウンすることによって負担軽減が及んでいくと、このように考えております。

〇一八番(渡辺軍治郎君) 要するに、修正案によって基本的には料金を引き下げるといふことにはならないと思ふんです。したがって、この値上げ案を認めるという立場で修正するといふことだろうと思ふけれどもどうかという質問をしたわけです。

〇一四番(石井輝久君) おっしゃるそのとおりでございます。(笑声)

〇議長(吉田勇治郎君) 他に御質問ございませんか。―御質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終ります。

討 論

〇議長(吉田勇治郎君) これより討論を行ないます。討論は原案両方でございますから、お含みの上、御発言願います。

〇一八番(渡辺軍治郎君) 今回の水道料金値上げの原案です。条例改正案については質疑の中で明らかになったように、赤字を解消するために値上げをするんだというのが基本になっています。

というのは、私は質疑の中で再三質問したように、現在の給水状態、夏の断水、時間給水や、ふだんでも中央水道の範囲で水の出がわるいところが部分的であるけれども相当の範囲にわたっております。こういう問題を解決しないで値上げすることは不当だというのが一般市民の声です。だから、私は当然値上げするについて、私はなにも値上げに絶対反対といふことではないわけです。給水状態の改善がはかられるならば値上げもやむを得ないといふふうに思っております。

ところが、市長の答弁を聞きますと、来年の夏までには何とか改善したいといふことですが、現実にそういう改善の計画も何にも示されておりません。これは今まで水道審議会や文教民生委員会でもたびたび質問しましたが、財政的に困難だといふ事由で改良しようといふ具体的な計画はありません。

水道料金が二倍から、基本的には八トン、十トン使うところでは二倍から三・七倍にのります。これは非常に大幅な値上げです。だから、先ほども申し上げましたように、現在でも水の出のいいところ、これは西部、南部は完全給水ですが、それ以外は水が出なくて困っている。洗たくするにも困るといふようなそういう状態は、これ自体不正であります。ところが、今度大幅に値上げのところ三・七倍も料金アップになります。これは大幅な値上げの中で、水の出がわるいという現状そのままにするわけですか

ら、新しい不公正を拡大することになります。これは市民にとって一番大きな負担になります。

私が、この質疑の中で強調したのは、そういう市民の不公正、今市民の困っている問題を解決するために努力するのが水道課の仕事だと思ふんです。これは三芳水道の例を前にも出しましたが三芳水道の範囲では、高いところで水が出ないといえ、すぐ加圧ポンプを取りつけて水圧を高めて水の出るようになっています。房州水道を館山市が買収した当時、すでにそういう状態があったわけです。市民は市営になれば、こういう問題が解決されるだろうと大きな期待を持っていたわけです。今までに宮城水道の場合には毎年毎年そういう事態が起こっているのに何ら手を打とうとしないで今日までできております。だから、来年の夏までには何とか改善するような努力をしようといつても具体的なそういうものがないから信頼することができないというのが現状なんです。

本来に市民の立場を考ふるならば、当然やるべきことは金がかかってやらなければならぬ。その上で、当然それに対する負担を市民に訴えてこれだけ料金を上げなければならぬというところならば市民は納得すると思ふんです。

私も、市民の一員としてそういう改善をしてくれるならば、料金値上げしてもやむを得ないという考えであります。しかし、現在の状態をそのままにして料金だけ値上げするというのは、全くこれは新しい不公正を拡大し、市民に対する苦痛を与える。だから、一日も早く改良、改善をして市民の要望にこたえるのが筋ではないかと思ひます。

そういう立場に立ちますと、出された修正案は、私がいまし

たような矛盾をかかえながら出されたこの値上げの案に対して基本的に賛成しております。このわずかな七十円、九十円という修正をしても、この水を使う層というのは八トンぐらいが一番多い層なんです。それ以上の層よりも八トンに近いそういう人たちが一番影響を受ける問題なんです。その上の九トンですが、九トン以上というところを、たとえば九十円を七十円にしても、基本的には問題を修正案によって解決するものではない。そういうふうに考えます。

以上、この本案と修正案に対して反対する討論を終わります。〇一七番（石井武敏君） 私は、修正案に対しては賛成、もちろん提案者の一人としてでございますが、（笑声）五十八号議案に対しては反対でございます。

修正案につきましては、今ここで大きく値上げをしようという値上げムードの中で、少しでもそれを住民の希望にこたえるべく現実性を探った、可能性を探った、値上げをおさえる可能性を探った修正案として賛成するものでございます。

特に、修正案に示されておりますこの使用ランクは、最も住民の利用度の多い人たち。調査によりますと、そういったものにランクされておりますように、住民の希望として述べられておるわけでございます。

原案にございます。五十八号議案にございます現在の料金でいきますと、これは当然大きな負担となって住民にはね返ってくるわけでございます。先ほど来、さまざまな質疑が行なわれてほとんど出尽くしておりますけれども、やはりその根底にあるものは、市長の公営事業特に水道事業に対する姿勢であると思ひます。そ

の市長の姿勢というものが独立採算制ということに固執して、公共性、福祉性というものを軽んじている。そのへんに大きな問題があると思います。

なぜかならば、館山市外の他の自治体みましても、一般会計からの繰り入れをしていないで水道事業をやっているところはみあたりません。現に、私たちの調査によりますと、資料はたくさんございませけれども、時間が非常に遅くなっておりますので、一々細かくは申しませんが、市当局として政治的な努力で一般会計からの繰り入れをやったあと、そういった政治的な誠意というものを示したあとの値上げであれば、私に住民はある程度の納得はできると思いますが、今回のようにある程度独断的な流れ、いき方というものに対しては、市民の、住民の賛成を得ることはむずかしいと思います。

以上の理由で、この五十八号議案に対しては反対でございます。

なお、要望としまして、二点ばかり簡単に要望しておきますが一つは、先ほど来質疑の中でも述べられておりましたけれども、五十二年度を努力目標とした作名ダムの完成までの水不足の解消ということ、いわゆる地下水を掘って充当していくという具体的な計画を進めていただきたいわけでございます。地下水の掘る地点、水質の調査あるいは地下水をやる場合の無料化にするのかという点もあると思います。そういった点も住民の立場に立って十分検討していただきたいことを希望として述べます。

もう一点は、一般会計からの繰り入れというものを十分検討していかなければ赤字は解消できないし、またそれが福祉をおもて

とした公営事業のあり方であると、かように考えます。

以上の点で、私の討論を終わります。

〇一二番（栗原一雄君） 議案第五十八号に対し質疑により了解できましたので、原案に対しまして賛成いたします。

現行における地区別ごとの利用料金の格差是正に伴う料金体系の一本化はきわめて急務の問題でございます。

料金の決定については地方公営企業法第二十一条に定められておりますように「料金は、公正妥当のものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬ」と規定されております。

現在、館山の世帯数は一万七千二百八十九でございます。上水道利用世帯数は八千十一となっておりますので、利用世帯数は全体の四六・三％となります。

もちろん、市民の多数の方々が利用されます公共事業である料金の値上げについては、財源が許されるならば一般会計より繰り出し補助を行ない、でき得るならばおさえるべきであります。当市におきましては一般財源となります租税収入源の少ない今日ではきわめてむずかしい問題であり、逼迫している市財政及び水道企業会計の財政危機を考え合わせながら、当然財政のバランスをとるべきであると信ずるものでございます。

地方公営企業法第十七条の二第二項に掲げられました経費の負担の原則によれば、企業は独立採算をとるべきであると定められております。それらをふまえて考えるならば、給水サービスの提供を受けるものが、利用度合いに応じ、それに要する費用を負担

することは公平の原則にかなりものでございます。

一般会計の繰り出しは、市民に直接関係いたします教育、福祉、生活環境整備等の行政事業の遅れを生じ、それだけ市民サービスの低下につながるものでございます。また、水の供給を受けない約半数以上の世帯に対し、飲料水をつくる費用の負担をしいることになりますので、公平の原則に反するものと考えます。

なお、今回は特に一般家庭の生活用水等八トン未満の低量使用については上げ幅を低額におさえ、市民の水需要に対します安定供給を確保するためにも必要な措置であろうと思うわけでございます。

なお、中央等における市長会及び水道協議会等において、水道事業に対する国の助成の増額を積極的に働きかける努力をお願いいたしました。以上の観点から賛成いたすものでございます。

〇一五番（辻田 実君） 修正案に賛成する立場から討論をいたしたいと思うわけでございます。

先ほどの質疑の中で明らかにされておりますように、議案第五十八号におきまますところの今回の水道料金値上げにつきましては原価主義、独立採算、公平ということが基本になっておるといふことを説明しておりますけれども、しかし、その根幹となるところの原価主義というものが十分ではございません。

特に、莫大な額の利息がそのまま原価の中に繰り入れられておるといふこと。二番目におきましては、市の水道課の職員を無理にこの原価に繰り入れべく人件費を計上しておるといふこと。この二点が膨大な赤字を生み出しておるわけでございまして、今回の値上げの中心が赤字解消という面に立っておるわけでござい

するから、この二点について一般的な市のように、また従来館山市が行なってきた姿勢を踏襲していくならば、このような赤字は半減されるわけでございます。

そうした点につきまして、何ら顧みられない、また、原価主義といっているながら、このようなごまかしのあるところの原価主義につきましては、料金値上げに対するところの正当性はございません。したがいまして、この点について、私は修正をさせていただきたいわけでございます。

第二番目に、値上げ幅が二倍という非常に大きなものになっておるといふことでございます。従来、料金の値上げというものは一般的、また常識的に考えまして、二つの面から考えられると思うわけでございます。

まず第一点に、料金の値上げ幅というのは物価の上昇率これに伴うところの値上げ、物価上昇によるところのスライド、ごういものが一般的でございます。国におきまますところの物価の上昇というのは七％から一二％の間でございます。こうした面を考えながら、やはり物価上昇によるところのスライド。物価が高まるということについては反対でございます。しかし現実的には物価が上っている。これに追いつくところの物価スライドはやむを得ないではないかという一般的な考え方、一般的を通念というものがあります。

もう一つは、やはり労働者の生活向上、こうした面に伴います労働者賃金の向上ということが当然あり得るわけでございます。労働者の賃金の向上は予算に対して若干の影響が及びますけれども、そのことによって館山市民の生活が高まるわけでございます。

から、市民の生活が高まればそれだけ市勢が豊かになる。こういう観点に立つからには、やはり労働賃金を上げ、そうして労働者の生活を豊かにする。そうして労働者に多くの生活向上、また生産の向上にたずさわってもらおうという中において、はじめて発展的な前向きな都市建設というものが懸望されるわけでございます。こうした面におきましては、人件費の上昇こうした面とにらみ合わせてこの水道料金、公共料金の値上げというものが行なわれるのが一般的であろうというふうに考えられております。

昨年から今年に対するところの館山の職員給与の上昇率、さらには館山市内におきますところの消費者物価の上昇こうしたものも等考えますと、全く一けた違うわけでございます。また、こんなけたの違う値上げ幅ということは考えられないことでございまして、こうした点についてはやはり今回の値上げについては一方的の面があるというふうにいわざるを得ないというふうに考えておるわけでございます。

特に、こうした面の中において、実質的に水を使うところの層というのは二十一トンから四十トン、四十トンから六十トンの間の一般家庭が中心でございます。この点については先ほど来論議されておりますとおり、この層の人たちというのが全体の加入者の五八%、約六〇%に達するということでございます。そうして水の消費量というのが約六〇%前後にあるということでございます。水道企業の根幹、背骨はこの層にあるわけでございます。

いろいろ低利用水道者云々ということがありますけれども、健全な市民、健全な家庭においてはやはりどうしても二十トン近くの水というものは消費するのでございます。二十トンから約五

十トン前後まで使う家庭というのが、最も館山市内の中において生産的で、行動的でもって、そうして将来をにやう青少年の多くいる家庭ということでございます。値上げ幅が大幅であるということについては、やはり館山市の将来、また館山市の福祉という観点に立ったときに非常に問題を残すわけでございます。

したがしまして、先ほど申し上げましたことと、一点目の原価主義を貫く中において、利息さらに水道課職員の原価に繰り入れ等、額をこの層においてやはり軽減していくという形をとることによって、ある程度納得のいくところの料金体制が確立されるのではないかとこのように思っております。そうした面においては、原価はむしろ逆にこの一番多く利用する層から多くの金を取って、そうして一番低い層、とにかく三トンとか五トンとこのは特別な家庭でございます。特殊な家庭でなければ三トンとか、四トンというのはありません。多く出張していると、一人とか二人の老人の方がいるとか、病人の方の場合、こういう場合があるわけでございます。しかしながら、こうした場合については生活保護だとか、いろんな福祉の保護があるだけでございまして、そうした面の考慮という面があるわけでございますから、やはり料金というものは常にこの中心になっておるところの二十トンから五十トン程度使うところの健全な家庭を中心にして、考えるべきで、この料金がいかに適正かということによって、その特殊な分類の料金というものを勘案していくという姿勢が現段階において最も必要だというふうに考えられるわけでございまして、そうした面におきましては、私は原案に反対してそうした面がかなり積極的に打ち出されておるところの修正案に対して賛成

するものでございます。

三番目に、原案に対するところの値上げの根拠は赤字解消というだけでもって、今館山市の市民が最も要望しておるところの水がほしいという問題についての解決策が一つも出ておらない。料金値上げをする場合に一般的に、またあらゆる市町村において行なっておるのは新しい施設をつくる。そうしてつくった施設の減価償却という意味の中において料金の値上げというものが行なわれておるといふことでございます。

東京都におきまますところの値上げ、さらに横浜市におきます値上げというものは、いろいろテレビ、新聞等において革新市政、革新市政だけにこれがクローズアップされて報道されております。その中におきましても、昨日テレビで放送されておりましたけれども、横浜市におきまますところの水道料金の値上げについては、今までの累積赤字数百億に対してはこれは凍結していくと、今後の収支に対する赤字の負担は値上げによって補てんしてもらおう。今までのたまったところの累積赤字の数百億については市が責任を持って長期的にこれを返還していくと。こういう形でもって横浜市民に了承していただきたいという形が出ておるわけでございます。これが、東京都においても同じでございます。

館山市は、逆に館山市は一銭も出さない。今まで出しておったのを引き上げるといふ中において、今テレビ、新聞等で報道されておりまますような、そうした内容の値上げについて革新市政のもとにおいても水道料金値上げしているじゃないか。したがって、館山がやっても何もふしぎじゃないじゃないか。こういう形の便乗主義的な値上げが非常に強いといふことでございます。

特に、先ほどの論議の中になりましたように、三芳料金とのつり合いということがやはり根底にあるようでございます。この面は、ある面考えられるわけでございますけれども、結果的には、三芳の料金と館山市の料金との間に公正といいながら、決して公正でない。これらの問題については省略いたしますけれども、こうした点についてやはり値上げの根拠が非常に薄弱だということが原案において指摘されるわけでございます。

さらに、四番目といたしましては、受益者の意思というものが十分反映されておりません。出ない水に対するところの権利義務の関係、先ほども申しましたけれども、法治国家においてこの理念が失われたのでは、われわれの市民生活は成り立ちません。

赤字だからということ、そうして市の職員も全部その給料をぶち込み、利息もその中にひっくるめ、そうして市のほうは一銭も出さない。これらをすべて独立採算制だということでもって、市民の料金の中にかぶせていくということ、決して私は法治国家におきまますところの権利義務の平等性というものはあり得ない。むしろ権力をもって市民に対してもうしたところの料金をおしつけていくと、一方的な反動政治というふうにいわざるを得ないといふふうに思われるわけでございます。

もっと、市民の声、そして受益者との対等の立場によります自由契約に基づくところの料金決定ということが、この料金値上げについて十分じゃない。市長等において、これらについてアンケートはとっておりません。アンケートをとるなり、住民との対話集会なり、そうしたところの問題を幾つか重ねながら、そうして市民と合致して、そうして料金値上げ問題をきめていくというよ

うな姿勢が少しでもあるならば、私はもっと違った形の料金案というものが出来たんではないかというふうに思います。

そうした面においてはあまりに突如として出てきたというふうにはいかえませんが、もう少しこれらの問題については、十分か、不十分かは主観的な相違がありますけれども、もう少しアンケートをとるなり、市民の料金値上げに対するところの対話集会なりシンポジウムなり、そういうものをとりながら、やはりきちんとしていくべきではないか。水道審議会の討論があったようでございますけれども、こうした二倍以上も上るといふ、いろいろのこうした問題が取り上げられなかったということについては、やはり原案について不満であり、この料金値上げは適切じゃないといふふうにいわざるを得ないわけでございます。

そうした面におきまして、修正案については十分意見を反映しているとはいえませんが、しかしながら、こうしたところの住民の意向はある程度反映されているわけでございますので、修正案に賛成し、原案におきまますところの今いったよりな点に私は反対するものでございます。

〇一三番(林 豊君) 私は、五十八号議案につきましては原案に賛成、修正案に対して反対の立場から討論を行ないます。

私は、この賛成の理由を次のように集約をできると考えております。その一つは、当局の説明によって非常に明瞭になっておりますとおり、料金の公正化であります。水道事業の統合以来三種類に分けられておったところの料金を一本化したということであります。これが第一の基本方針としてあげられておる。

それから第二には、特筆に値することは、低量使用料金いわゆ

る生活用水の保護をしたということがこの改正案の非常に価値のあるところであると考えております。そうして、従量料金を細分化して大口料金いわゆる営業料金を上げたというふうに私は解釈をしております。これは公営企業法の精神を生かした当局の配慮であるというふうに考えております。

次に、料金の適正化という点からこれをみた場合、現行の料金は給水原価と供給原価というものが非常に格差が大きいのであります。ために、大きな赤字を生んでおるといのが現状でございます。

また、近隣の市町村の供給額をみますと、ただいままでの質問の中でもだれ一人として述べた者もございませんし、答弁の中でも述べられておりませんでしたけれども、わが館山市の水道料金はあまりにも安い。改定額をもってしてもまだまだ低額であります。私は、現在の経済情勢よりみまして、妥当性を欠いておる。そういうふうに考えておる者でございます。

したがって、経営の健全化をはかるためには、この阻害をしておる料金を改定をする。そうして、三年後に生まれてくるところの十億の赤字を一銭でも多く解消しようというところのはからいであるというふうに私は解釈をいたします。

また、この給水の義務ということが、先ほどからたいへんうるさく論議されたようでございますけれども、水道法にもとるかも知れませんが、現在の現状をいたしましては、しかしながら、市長の答弁にもしばしば聞かれましたとおり、現在のこの水ききんを解消するために発展的な手段として料金を改定してその助力としたい。そうするがために、受益者に負担をしていただく最小限の

改正であると考えてさしつかえないと私は考える者でございます。
また、修正案につきましては、極言をすれば、卵を産まんとす
る鶏の首を締めるようなおろかなことは考えずに、十分えさを与
えて金の卵を産んでもらったほうがりこうであるというふうに私
は考えて原案に賛成いたします。

〇一六番(安西益男君) たいへん威勢のいい賛成討論があったわ
けでございます。(笑声)

確かに、先ほど来、市の財政的立場はわかるわけでありませう。
であるだけに、どこかからおしても無理だという、そういう要
望をしているわけではないのであります。たいへん大幅値上げ反
対ということばかりよくみえますけれども、今の実情にあり
ましては、これはたいへん冒險的な線だということがいえると思
います。

しかしながら、この九トンから四十トン、この範囲は先ほども
約六〇%水量にしても、また、件数にしても、さらに、八トンま
での条項をみますと全然使っていない世帯五百十五件あるわけ
でございます。したがって、その実情は九トンから二十トン
さらに二十トンから四十トンまでの範囲からするならば非常に
僅少であります。

そういうことで、この修正の提案につきましては、先ほども賛
成の討論の中にも、なおかつこれを含めて反対の討論の中にも五
〇%の住民の方は利用していない。そういう九割点からするなら
ば、各自自治体を見ましても、一〇〇%給水という自治体はまずな
いのが現況でございます。しかしながら、その大半が一般財源か
ら補てんしているという、こういう現状これは当然でございます。

して、水道に限って給水世帯が一〇〇%であるという見方される
ならば、今までのあらゆる面にわたる補助金あるいは助成、いろ
んな各方面に対する部分的なそういう補助金、助成というもの
がなされておるわけでございます。そういう面からするならば
これはそういう考え方はあたらないというふうに思うわけでご
さいます。

したがって、本当に市の実情からして、最も範囲の広い、
使用料の直接響くこの九トンから四十トンまでのこの修正に、ぜ
ひともこれは私たちの立場は、これは通していただきたいという
ことでございまして、そういうことでございませう。

〇二六番(藤田益治君) 議案第五十八号の原案に賛成いたし、修
正案に反対する立場から討論をいたします。

給水の安定確保は水道事業の最大の使命であり、これを実現し
ていくためには財政の健全化が不可欠のものであります。

しかしながら、近年における激しい物価の上昇や、房州水道の
買収並びに作名ダムの建設と、規模拡張事業の進展に伴う起債元
利償還の増額も見込まれ、合わせて電気代、薬剤費、人件費など
諸経費の相つぐ値上げでコストが上昇し、これが累積赤字に拍車
をかけておる事実は見のがせないところであります。

したがって、料金以外に収入の道がなく、財政の健全をは
かるには、先ほど来も、今後一般会計から繰り出す方法も検討を
加えつつ考慮したいということでありますので、やむを得ず水道
料金を改定するものと周知いたしまして、原案に賛成いたします。
〇議長(吉田勇治郎君) 他に討論ございませんか。― 討論なし
と認めます。これにて討論を終ります。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決を行ないます。

本案に対する安西益男君ほか三人から提出されました修正案に
ついて起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田勇治郎君） 起立少数であります。よって、修正案は
否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田勇治郎君） 起立多数であります。よって、議案第五
十八号は原案どおり可決されました。

請 願 書 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第五、請願第一号及び第二号水道料
金値上げをやめさせ給水状態を改善させるための請願書を一括し
て議題といたします。

請願第一号 水道料金値上げをやめさせ給水状態を改善させる
ための請願書

請願第二号 水道料金値上げをやめさせ給水状態を改善させる
ための請願書

○議長（吉田勇治郎君） これより本請願に対する質疑に入ります。
御質疑ございませんか。— 御質疑なしと認めます。

質疑を終ります。

討論に入ります。

討論ございませんか。— 討論なしと認めます。
討論を終ります。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより請願書を一括して起立により採
決いたします。

本請願を一括して採決すべきものと決しますことに賛成の諸君
の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田勇治郎君） 起立少数であります。よって、本請願書
は不採択と決しました。

閉 会

○議長（吉田勇治郎君） おかけいたしました。

本臨時会に付議されました案件はすべて議了されました。よっ
て、会議規則第七条の規定により本日をもって第五回市議会臨時
会を閉会することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時
会はこれにて閉会することに決しました。
どうも、長時間ごくりうさまでございました。

- 本日の会議に付した事件
- 一、議案第五十五号乃至議案第五十八号
- 二、議案第五十八号に対する修正案
- 一、請願第一号及び請願第二号

地方自治法第百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

吉田常治

館山市議會議員

本間昭二

館山市議會議員

西村喜次

